

中国独占禁止法新旧草案と法律の条文対照表——JICA 中日経済法企業法整備プロジェクト——独占禁止法におけるトピックスを中心

第三回独占禁止法研究会（2006.2.28）

テーマ：日本独占禁止法改正の意義——岩成博夫室長「改正独占禁止法について」
不公平な取引方法について——酒井卓平「不公正な取引方法について」

独占禁止法の執行と違反事業者の法的責任——村上政博教授「独占禁止法の執行と違反事業者の法的責任」

研究会における討議事項 JICA 専門家のコメント	独占禁止法の関連条文	独占禁止法草案（新草案）の関連 条文	独占禁止法（旧草案）の関連 条文	第三回 独占禁止法意見募集稿（旧草案） の関連条文
日本が独占禁止法改正で導入した課徴金減免制度を紹介。	第 46 条第 2 項 事業者が独占禁止法執行機関に対して、自己のした独占的協定に関する事情を自発的に報告し告しかつ重要な証拠を提供した場合、独占禁止法執行機関は、情状を斟酌して、当該事業者への制裁を減輕又は免除することができる。 <u>（新草案はこの条文を追加）</u>	第 45 条第 2 項 事業者が独占禁止法執行機関に対して、自己のした独占的協定に関する事情を自発的に報告しかつ重要な証拠を提供した場合、独占禁止法執行機関は、情状を斟酌して、当該事業者への制裁を減輕又は免除することができる。 <u>（新草案はこの条文を追加）</u>	① 課徴金 減免制度 <u>関連条文がない。</u>	
日本では課徴金額につき裁量権がなく、広く多種多様の事案に適正妥当な行政制裁金を課すには、裁量権があつたほうがよい。しかし、裁量型行政制裁金の運用は難しい。	第 46 条 事業者が本法の規定に違反して独占的協定を行い、且つこれを実施した場合、独占禁止法執行機関は、当該事業者に対して、違法行為の停止を命令し、前年度の売上額の 1%以上 10%以下の制裁金を課し、かつ、違法所得を没収する。独占的協定が実施されない場合は、200 万人民元以下	第 45 条 事業者が本法の規定に違反して独占的協定を行い、且つこれを実施した場合、独占禁止法執行機関は、当該事業者に対して、違法行為の停止を命令し、前年度の売上額の 1%以上 10%以下の制裁金を課し、かつ、違法所得を没収する。独占	②罰則	第 46 条（独占的協定に対する罰則） 本法の関連規定に違反する独占的協定が行われている場合、独占禁止法執行機関は当該事業者に対して違法行為の停止を命令し、当該独占協定を無効と宣言しなければならず、また、10 万人民元以上、1000 万人民元以下、若しくは、関連市場における前年度の取

	<p>引高の 10%を最高限度とする制裁金を賦課することができる。<u>(新章案はこの文言を追加)</u></p>	<p>第 47 条 事業者が本法の規定に違反して市場支配的地位を濫用し、競争を排除または制限した場合<u>(法律はこの文言を削除)</u>、独占禁止法執行機関は当該事業者に対して、違法行為の停止を命令し、違法所得を没収し、前年度の売上額の 1%以上 10%以下の制裁金を課す。</p> <p>第 46 条 事業者が本法の規定に違反して市場支配的地位を濫用し、競争を排除または制限した場合<u>(法律はこの文言を削除)</u>、独占禁止法執行機関は当該事業者に対して、違法行為の停止を命令し、前年度の売上額の 1%以上 10%以下の制裁金を課し、かつ、違法所得を没収する。<u>(新章案はこの文言を追加)</u></p> <p>第 47 条 事業者が本法の規定に違反して市場支配的地位を濫用し、競争を排除または制限した場合<u>(法律はこの文言を削除)</u>、独占禁止法執行機関は当該事業者に対して、違法行為の停止を命令し、また、10 万人民元以上、1000 万人民元以下、若しくは、関連市場における前年度の取引高の 10%を最高限度とする制裁金を賦課することができる。<u>(新章案はこの文言を削除)</u>当該行為が刑事上の犯罪を構成する場合には、これに対して刑事責任を追及する。<u>(この文言は新章案第 49 条に移動された)</u></p> <p>第 48 条 (本法の規定に違反して行われる事業者結合に対する处罚) 事業者が本法の関連規定に違反して、結合に</p>
		<p>新たに競争法制を整備するに当たり、公正さと透明性を確保する観点から手続規定の整備が重要である。制裁金の水準については実際の法適用を通じ、適切な水準を隨時見直すことが適当である。日本の新課徴金算定方法を紹介。国際的に見て、実際に刑事罰が課されるのはカルテルに限定される。</p> <p>第 48 条 事業者が本法の規定に違反して結合を実行した場合、国务院の独占禁止法執行機関は、100 万人民元以</p>

	<p>について届出をせざる前に結合を実行し、または条件付認可された場合、当該条件に従わない場合には、国务院独占禁止主管機関はかかる結合が無効であると宣言し、当該事業者に対してその株式の全部、または一部を処分させ、その営業の一部を譲渡させ、役職を辞任せ、または他の必要な則則を科すことができ、10万人民元以上、1000万人民元以下、または関連市場における前年度の売上の10%を最高限度とする制裁金を科すことができる。<u>(新草案はこの文言を削除)</u>事業者が前項に規定する独占禁止主管機関によって制定された措置に違反する場合には、当該機関は、事業の解散、又は営業の停止を命ぜなければならない。<u>(新草案はこの文言を削除)</u></p>	<p>して、結合の実行の停止を命令し、または、期限を定めて株式もしくは資産を処分し、また、結合の実行の停止を命令し、または、期限を定めて株式もしくは資産を処分し、営業を譲渡し、当事者結合の前の状態を回復するためには必要なその他の措置を取るよう命令するものとし、50万人民元以下の制裁金を課すことができる。</p>	<p>上 500 万人民元以下の制裁金を課さなければならず、また、事業者に対して、結合の実行の停止を命令し、または、期限を定めて株式もしくは資産を処分し、営業を譲渡し、当事者結合の前の状態を回復するためには必要なその他の措置を取るよう命令するものとし、50万人民元以下の制裁金を課すことができる。</p>	<p>結合届出義務を怠った場合には罰第 91 条の 2 により 200 万円以下の罰金が課される。但し、事前相談が行われ、問題点が指摘された場合には見直すなり合併を断念するといった対応が行われている。</p>
				<p>このペナルティは反競争的な企業結合をした場合の制裁金ではなく、申告義務違反のための制裁金であることを確認。</p>
				<p>第 48 条 本法第 45 条、第 46 条、及 び第 47 条の定める制裁金に関し、独 占禁止法執行機関は具体的な制裁金 額を確定する際、違法行為の性質、程 度、及びその存続期間等の要素を考 慮しなければならない。<u>(新草案はこの 文言がなない。)</u></p>

	<u>条文を追加)</u>		な水道を随時見直すことが適当であると考えられる。
③損害賠償責任	<p>第 52 条（損害賠償責任）事業者が本法の規定に違反し、他人の合法的権利、利益を侵害した場合、賠償責任を負わなければならない。被害者が蒙った実際損失の二倍とする。被害者の損失の算定が困難な場合、賃借額は違反者の得た利益で違反に帰属される額とする。被害者が調査と訴訟にかかった合理的費用については違反者がこれを負担するものとする。<u>(新草案はこの文旨を削除)</u></p> <p>前項に規定した損害賠償の請求は、独占禁止主管機関により事業者の行為が独占的行為と認定された後にのみ開始することができる。<u>(新草案はこの条項を削除)</u></p>	<p>第 50 条 事業者が独占的行為を行つて他人に損害を与えた場合、法に従い民事責任を負わなければならない。また、当該行為が犯罪を構成する場合は、法に従い刑事责任を追及される。<u>(法律は刑事责任に属する文旨を削除)</u></p>	<p>日本独占禁止法の私的執行として①損害賠償の請求、②差止請求について紹介。</p> <p>不當利得の徴収、売上高に応じた制裁金も採りうる、別途刑事手続きも採りうるというように、いわばトライブル規制となっている。日本では不當利得を徴収する課徴金と刑罰が二重加刑に該当すると主張がなされたことがある。</p> <p>国際的に見て、実際に刑事罰が課されるのはカルテルに限定される。</p> <p>公正取引委員会の判断を待たなくとも民法第 709 条による請求は可能である。公正取引委員会の措置があれば、独占禁止法 25 条に基づき特別な手続によることが可能である。</p> <p>私訴がどの程度活用されるかは、文書提出命令による証拠収集権限の強弱等その國で司法制度が有効に整備されているかに係る。</p>

中国独占禁止法新旧草案と法律の条文対照表——JICA中国经济法企画準備プロジェクト——独占禁止法におけるトピックスを中心

第四回 独占禁止法研究会（2006.8.18）

テーマ：競争政策と産業振興政策の関係について

講義①「戦後日本の独占禁止政策と産業政策の関係について—1960年代を中心として—（経済学者の立場から）」——小西唯雄教授

講義②「日本の独占禁止法の運用に現れる競争政策と産業政策との関係」

「競争政策と産業振興政策の関係についての主要な論点の整理」——酒井平教授

第四回 独占禁止法研究会のトピックス	①独占禁止政策と産業政策の関係	独占禁止法意見募集稿（旧草案）の関連条文	独占禁止法草案（新草案）の関連条文	研究会における討議事項 JICA専門家のコメント
①独占禁止政策と産業政策の関係	関連条文がない。	関連条文がない。	第5条 事業者は、公平な競争及び任意の提携を通じて法に従い結合を実行し、事業規模を拡大し、市場競争力を高めることができる。	戦後日本の独占禁止政策と産業政策の関係について紹介。 戦後のある時期まで、公取委と通産省の対立が続いた。70年代の八幡・富士大型合併事件の後で、調整が重要という共通認識ができていこう、調整するようになつた。中国では、すでに調整が必要という段階から始まっているのだと思う。

		いて経営し、誠実に信義を守り、厳格に自らを律し、社会公衆の監督を受けなければならず、そのコントロール可能な地位又は独占経営、独占販売の地位を利用して消費者の利益を損なってはならない。
②独占禁止法の目的	第1条 本法は独占的行為を禁止し、市場競争を保護し、独占的行為を防止、禁止し、消費者的な権利・利益及び社会公共利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、本法を制定する。	第1条 市場競争を保護し、独占的行為を保護し、競争の効率を高め、消費者の合法的権利・利益及び社会公共利益の健全な発展を促進するため、本法を制定する。 独占禁止法の究極目的は「もつて一般消費者の利益を確保し、国民経済の民主的発展を図る」こととされている。

中国独占禁止法新旧草案と法律の条文対照表—JICA 中国経済法企業法整備プロジェクト—独占禁止法におけるトピックスを中心に

第五回独占禁止法研究会（2007.1.29）		テーマ：「企業結合」について	
「事例を題材とした企業結合審査の実務」——内田朝義 専門家 「中国の企業結合の枠組み分析」——吳述洪教授 「企業結合規制の比較法—市場画定を中心」——林秀筑教授 「企業結合過程における市場画定」——王先林教授 「問題解消措置の考え方と事例紹介」——五十嵐俊子 専門家 「企業結合の救済措置」——黃勇教授 「企業結合規制適用上の諸問題—経済実態をどう応えるかー」——酒井卓平教授	企業結合 トピック ①審査 基準	第五回独占禁止法意見募集稿（旧草案） の関連条文 企業結合 トピック ②審査 基準	研究会における討議事項 JICA 車門家のコメント
独占禁止法草案（新草案）の関連 条文	独占禁止法の関連条文	独占禁止法の関連条文	研究会における討議事項 JICA 車門家のコメント
企業結合 トピック ③審査 基準	企業結合 トピック ④審査 基準	企業結合審査における 独占禁止法の適用指針 の紹介 企業結合における協調的行動による競争の実質的制限についての 判断要素として、当事会社グループの地位及び競争者の状況、取引 実態、輸入、参入、及び隣接市場からの競争圧力などが挙げられる。 企業の迅速性を損なわないよう、市場の状況を的確に把握して、	企業結合審査における 独占禁止法の適用指針 の紹介 企業結合における協調的行動による競争の実質的制限についての 判断要素として、当事会社グループの地位及び競争者の状況、取引 実態、輸入、参入、及び隣接市場からの競争圧力などが挙げられる。 企業の迅速性を損なわないよう、市場の状況を的確に把握して、

<p>止の決定をする場合には、事業者に対して書面による通知をし、その理由を説明しなければならない。<u>(新草案はこの文言を削除)</u></p>	<p>国务院独占禁止執行機関が事業者結合を禁止しない場合、事業者結合について制限的な条件を付加する旨を決定することができる。</p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>に対して、国务院独占禁止執行機関は、結合が競争に対して及ぼす消極的影響を減少させるための制限的な条件を付加する旨を決定することができる。</p> <p><u>関連条文がない。</u></p> <p>日本の企業結合における問題消措置の事例を紹介。</p> <p>問題消措置として最も効果的なのは構造的措置であり、これには営業譲渡や株式の処分、役員兼任の取り止めなどが含まれる。</p> <p>第 48 条 事業者が本法の規定に違反して結合を実行した場合、国务院の独占禁止法執行機関は、100 万人民元以上 500 万人民元以下の制裁金を課さなければならず、また、事業者に対して、結合の実行の停止を命令し、または、期限を定めて株式もしくは資産を処分し、事業者結合の前の状態を回復するために必要なその他の措置を取るものとし、50 万人民元以下の制裁金を課すことができる。</p> <p>第 47 条 事業者が本法の規定に違反して結合を実行した場合、国务院の独占禁止法執行機関は、100 万人民元以上 500 万人民元以下の制裁金を課さなければならず、また、事業者に対して、結合の実行の停止を命令し、または、期限を定めて株式もしくは資産を処分し、事業者結合の前の状態を回復するために必要なその他の措置を取るものとし、50 万人民元以下の制裁金を課すことができる。</p> <p>企業結合トピック ②解消措置</p> <p>この規則は、事業者結合が本法の規定に違反して結合を実行した場合、国务院の独占禁止法執行機関は、100 万人民元以上 500 万人民元以下の制裁金を課さなければならず、また、事業者に対して、結合の実行の停止を命令し、または、期限を定めて株式もしくは資産を処分し、事業者結合の前の状態を回復するために必要なその他の措置を取るものとし、50 万人民元以下の制裁金を課すことができる。</p> <p>この規則は、事業者結合が本法の規定に違反して結合を実行した場合、国务院の独占禁止法執行機関は、100 万人民元以上 500 万人民元以下の制裁金を課さなければならず、また、事業者に対して、結合の実行の停止を命令し、または、期限を定めて株式もしくは資産を処分し、事業者結合の前の状態を回復するために必要なその他の措置を取るものとし、50 万人民元以下の制裁金を課すことができる。</p>
---	---	--

	<p>を最高限度とする制裁金を科すこと ができる。<u>(新草案はこの文言を削除)</u> 事業者が前項に規定する独占禁止 主管機関によって制定された措置に 違反する場合には、当該機関は、事業 の解散、又は営業の停止を命ずること ができる。<u>(新草案はこの文言を削除)</u></p>
--	--

中国独占禁止法新旧草案と法律の条文对照表—JICA 中国経済法企業法整備プロジェクト—独占禁止法におけるトピックスを中心とした議論

第六回独占禁止法研究会（2007.6.11）

テーマ：企業結合について

「企業結合ガイドラインの一部改正と企業結合規制の審査内容について」——木村友二 企業結合調査官主査

「企業結合規制に係る手続きについて」——戒能麻弘 企業結合調査官主査

「企業集中規制の対象及び基準」——王為農 教授

「企業結合審査——事業支配力の集中（一般集中）が見られる分野、旧自然独占分野（電気・ガス等）、公共危険分野等の分野における留意点」——酒井重平 教授

「独占禁止政策とその他の産業政策との衝突と調整——企業M&Aを例として」——王伝輝 教授

第六回 独占禁止法意見募集稿（旧草案）の関連条文	独占禁止法草案（新草案）の関連条文	独占禁止法の関連条文	研究会における討議事項 JICA 専門家のコメント
①企業結合規制 第 48 条（本法の規定に違反して行わる事業者結合に対する処罰）事業者が本法の関連規定に違反して、結合について届出をせず、認可される前に結合を実行し、または条件付認可された場合、当該条件に従わない場合には、国务院独占禁止主管機関はかかる結合が無効であると宣言し、当該事業者に対してその株式の全部、または一部を処分させ、その營業の一部を譲渡させ、役職を辞任せ、または他の必要な罰則を科すことができ、10 万人民元以上、1000 万人民元以下、または開	第 47 条 事業者が本法の規定に違反して結合を実行した場合、国务院の独占禁止法執行機関は事業者に対して、結合の実行の停止を命令しなければならず、また、事業者に対して、結合の実行の停止を命令し、または、期限を定めて株式もしくは資産を処分し、當業者結合の前の状態を回復するためには、必要なその他の措置を取るよう命令するものとし、50 万人民元以下の罰金を課すことができる。	第 48 条 事業者が本法の規定に違反して結合を実行した場合、国务院の独占禁止法執行機関は事業者に対して、結合の実行の停止を命令し、または、期限を定めて株式もしくは資産を譲渡し、當業者結合の前の状態を回復するためには、必要なその他の措置を取るよう命令するものとし、50 万人民元以下の罰金を課すことができる。	日本の企業結合ガイドライン、企業結合規制に係る手続きを紹介。中国では事後規制ということであるが、問題がある場合に企業結合前の状態に戻すことは困難ではないか。排他的ないいわば私的の独占状態になつている場合には、事後企業分割も考えられるがそれは可能か。

<p>連市場における前年度の売上の 10% を最高限度とする制裁金を科すことができる。<u>(新草案はこの文言を削除)</u></p> <p>事業者が前項に規定する独占禁止主管機関によって制定された措置に違反する場合には、当該機関は、事業の解散、又は営業の停止を命じることができます。<u>(新草案はこの文言を削除)</u></p>	<p><u>関連条文がなき。</u></p>	<p>第 23 条 事業者結合の審査においては、以下に掲げる要素を考慮しなければならない。</p> <p>(1) 結合に参加する事業者の関連市場における市場シェア及び市場に対する支配力</p> <p>(2) 関連市場における市場集中度</p> <p>(3) 事業者結合が関連市場における競争を排除又は制限する可能性<u>(法律はこの条項を削除)</u></p> <p>(4) 市場へのアクセス及び技術の発展に対する、事業者結合の影響</p> <p>(5) 消費者及び他の関連事業者に対する、事業者結合の影響</p> <p>(6) 国民経済の発展及び社会公共</p>	<p>日本の企業結合ガイドラインを紹介。企業結合の形態と競争の実質的制限の判断の仕方にについて説明した。</p>

		の利益に対する、事業者結合の影響	により考慮すべきと認められたその他の要素	により考慮すべきと認められたその他の要素
②届出基準の判断	(7) 国務院独占禁止法執行機関により考慮すべきと認められたその他の要素	第 18 条 事業者結合が以下に掲げる事由のいずれかにあたる場合、国务院独占禁止法執行機関に対する申告を要しない。	第 22 条 事業者結合が以下に掲げる事由のいずれかにあたる場合、国务院独占禁止法執行機関に対する申告を要しない。	市場集中に関する届出のことについて説明した。
		(1) 結合に参加する事業者の 1 つが、他の各事業者の議決権付き株式又は資産の 50%以上を保有している場合。 (2) 結合に参加する各事業者の議決権付き株又は資産の 50%以上が、結合に参加していない同一の事業者によって保有されている場合。	(1) 結合に参加する事業者の 1 つが、他の各事業者の議決権付き株式又は資産の 50%以上を保有している場合。 (2) 結合に参加する各事業者の議決権付き株又は資産の 50%以上が、結合に参加していない同一の事業者によつて保有されている場合。	50%を超える議決権を保有する親子関係がある会社間の企業結合については、ガイドラインでは審査の対象とならない場合として示している。一般集中規定である別禁法 9 条の 4 項では孫会社も子会社とみなす規定がある。
③企業結合規制に係る手続	第 26 条(届け出るべき資料) 第 24 条及び第 25 条によって、国务院の管轄下にある独占禁止主管機関に認可のためなされる届出は、以下の文書を提出しなければならない。 (1) 申告書 (2) 申訴書 (3) 事業者の基本情報	第 19 条 事業者が国务院独占禁止法執行機関に結合の申告をする場合、以下の文書及び資料を提出しなければならない。 (1) 申告書 (2) 結合が関連市場における競争に及ぼす影響に関する説明	第 23 条 事業者が国务院独占禁止法執行機関に結合の申告をする場合、以下の場合、以下の文書及び資料を提出しなければならない。 (1) 申告書 (2) 結合が関連市場における競争に及ぼす影響に関する説明	日本の企業結合に係る届出様式、告式及び添付資料などを紹介。

(3) 事業者の前会計年度における財務会計、及び販売報告書	(3) 結合に関する契約 <u>(新草案はこの文言を追加)</u>	(3) 明	
(4) 事業者の原価 <u>(新草案はこの文言を削除)</u> 、販売価格、及び生産高などの資料	(4) 結合に参加する事業者の、前会計年度に関する公認会計士による監査済み財務会計報告書	(4) 結合に参加する事業者の、前会計年度に関する会計事務所による監査済み財務会計報告書	
(5) 当該結合により、関連市場における競争、国民経済及び社会公共利益に及ぼす <u>(新草案はこの文言を削除)</u> 影響	(5) 国務院独占禁止法執行機関が定めるその他の文書および資料	(5) 国務院独占禁止法執行機関が定めるその他の文書および資料	
(6) 当該結合の理由 <u>(新草案はこの文言を削除)</u>	申告書には結合に参加する事業者の名称、住所、経営範囲、全世界における前年度の売上額、中國国内市場における資産総額及び前年度の売上額、関連市場における市場シェア <u>(新草案はこの文言を追加)</u> 、並びに結合の取引額 <u>(法律はこの文言を削除)</u> 及び結合の実行予定日などの事項を明記しなければならない。	申告書には結合に参加する事業者の名称、住所、経営範囲、結合の実行予定日及び国务院独占禁止法執行機関が定めるその他の事項を明記しなければならない。	
(7) 当該結合の予定日			
(8) 国務院独占禁止主管機関が定めるその他の文書			

中国独占禁止法新旧草案と法律の条文対照表—JICA 中日経済法企業法整備プロジェクト—独占禁止法におけるトピックを 중심に

独占禁止法個別課題研究 (2005.11.8)		テーマ：日本独占禁止法の歴史及びEU及び米国法との比較——上杉秋則事務総長講演			
企業結合規制					
規制産業における競争政策					
適用除外制度					
地方事務所の機能					
独占禁止法の除外適用について					
市場支配的地位の適用					
独占禁止法 個別課題研修の トピック	独占禁止法意見募集稿（旧草案）の 関連条文	独占禁止法草案（新草案）の 関連条文	研究会における討議事項 JICA 専門家のコメント		
①カルテルに ついで て	第 8 条 独占的協定の禁止）事業者間の 競争を排除、または制限することを目的 とし、又はその効果を有する事業者間の 全ての協定、決定又は協調行為（以下「協 定」という）は禁止される。 第一項にいう協定は、主に以下のもの が含まれる。 (1) 商品の価格を固定し、維持し若 しくは変更すること (2) 商品の生産若しくは販売の数量 を制限すること (3) 販売市場又は原料の購入市 場を分割すること (4) 新技術若しくは新設備の購 入を制限し、または新技術若 しくは新製品の開発を制限	第 7 条 競争関係にある事業者間で以 下に掲げる独占的協定をすることは禁 止される。 (1) 商品の価格を固定し、若しく は変更すること (2) 商品の生産若しくは販売の數 量を制限すること (3) 販売市場又は原料の購入市 場を分割すること (4) 新技術若しくは新設備の購 入を制限し、または新技術若 しくは新製品の開発を制限	カルテル禁止の範囲を大き く広い込み、届出制でこれを 除外していくという初期の EU方式は、コストパフォー マンスがよくない。		

(4) 新技術若しくは新設備の購入を制限し、又は、新製品若しくは技術の開発を制限すること	新製品の開発を制限すること	(5) 共同ボイコット行為	すること	(5) 共同ボイコット行為
(5) 共同ボイコット行為	(6) 独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定	(6) 独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定	(6) 国務院独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定	本法において「独占的協定」とは競争を排除又は制限する協定、決定、又はその他の協調行為をいう。
(6) 再販売価格を制限すること <u>(新草案はこれを垂直的協定として第8条に移行。)</u>	第8条 事業者が取引活動において商品の第三者への再販売価格を制限し、又はその他の取引条件を設定して、競争を排除又は制限することは、これを禁止する。 <u>(新草案は再販売価格制限だけではなく、垂直的非価格制限を追加。)</u>	第9条 事業者が入札募集及び入札の過程において競合を行い、競争を排除又は制限することはこれを禁止する。	(1) 商品の第三者への再販売価格を固定すること (2) 商品の第三者への最低再販売価格を限定すること (3) 国務院独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定	法適用の対象としない限りをシア基準(10%)で行うのは適切ではない。シェアは類似の商品との代替性や地域的な市場の範囲を考慮すると変化するので、規制する側、される側、双方にとてもリスクが大きい。 <u>(法律は垂直カルテルと水平的カルテルを分けた)</u>
(7) 入札における談合行為 <u>(新草案はこれを第9条に移行。)</u>	第2項は、当該協定が有効な期間、それが対象である商品が関連市場において10%以下のシェアを占める場合には適用しない。 <u>(新草案はこの条項を削除)</u>	第1項は、出版物の発行及び流通における再販売価格の制限には適用しない。 <u>(新草案はこの条項を削除)</u>		著作物の再販の適用除外は、文化の保護にそれほど役立つとは言えず、設けないほうがいい。

	<p>第 10 条 事業者が、成立した協定が以下の目的を実現させるためのものであること、関連市場における競争を著しく制限するものではないこと、および消費者が当該協定によつて生ずる利益を享受可能であることを証明することができた場合、本法第 7 条、8 条の規定は適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 技術の改善、新商品の研究開発のためのもの。 (2) 製品の品質向上、コスト削減、効率改善、商品の規格及び標準を統一し、又は専業化による役割分担を実施するためのもの。<u>（法律はこの文言を追加）</u> (3) 中小事業者の経営効率を向上させ、中小事業者の競争力を強化するためのもの。 (4) 省エネルギー、環境保護、及び災害救助など、社会公共の利益を実現するためのもの。 (5) 対外貿易及び経済協力における正当な利益を確保するためのもの。<u>（新草案はこの文言を追加）</u> (6) 経済的不況期において、深刻な販売減少または明瞭な生産過剰を緩和するためのもの。 (7) 法律及び国務院が定めるそ 	<p>第 15 条 事業者が成立した協定が次に掲げる事由のいずれかに該当するものであることを証明することができる場合、本法第 13 条、第 14 条の規定は適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 技術の改善、新商品の研究開発のためのもの。 (2) 製品の品質向上、コスト削減、効率改善、商品の規格及び標準を統一し、又は専業化による役割分担を実施するためのもの。<u>（法律はこの文言を追加）</u> (3) 中小事業者の経営効率を向上させ、中小事業者の競争力を強化するためのもの。 (4) 省エネルギー、環境保護、及び災害救助など、社会公共の利益を実現するためのもの。 (5) 対外貿易及び経済協力における正当な利益を確保するためのもの。<u>（新草案はこの文言を追加）</u> (6) 経済的不況期において、深刻な販売減少または明瞭な生産過剰を緩和するためのもの。 (7) 法律及び国務院が定めるそ
	<p>1953 年以降増大した過度効率性の改善による日本経済への悪影響を与え、1990 年代に一部を除いて廃止された。</p>	

	過剰を緩和するためのもの。 <u>他の事由。(法律はこの条項を追加)</u>	前項第1号から第5号までの事由に該当し、本法第13条及び第14条の規定を適用しない場合、事業者はさらに、その成立した協定が関連市場における競争を著しく制限するものではないこと、および消費者が当該協定によって生ずる利益を享受可能であることを証明しなければならない。	法令に基づく行為の適用除外規定は日本では確認規定に過ぎないと考えられる。	法令に基づく行為の適用除外規定は日本では確認規定に過ぎないと考えられる。
	第55条(合法行為に対する適用除外) 事業者がその他の法律規定に基づいて行った正当な行為については、本法の適用が除外される。 <u>(新草案はこの条文を削除)</u>	<u>関連条文がない。</u>	<u>関連条文がない。</u>	<u>関連条文がない。</u>
②結合規制について	第31条(協議)国务院が禁止主管機関が結合の認可又は禁止の決定をする場合には、事前に関連業界規制機関と協議をするものとする。 <u>(新草案はこの条文を削除)</u>	国务院が禁止主管機関が集中の許可又は禁止の決定前に関連業種の主管機関の意見を求めるなければならぬとする規定は、審査の結論について調整するのであれば、いきすぎである。競争法に関する判断は競争当局が自ら行うべきである。	国务院が禁止主管機関が集中の許可又は禁止の決定前に関連業種の主管機関の意見を求めるなければならぬとする規定は、審査の結論について調整するのであれば、いきすぎである。競争法に関する判断は競争当局が自ら行うべきである。	国务院が禁止主管機関が集中の許可又は禁止の決定前に関連業種の主管機関の意見を求めるなければならぬとする規定は、審査の結論について調整するのであれば、いきすぎである。競争法に関する判断は競争当局が自ら行うべきである。

	<p>第 17 条 事業者結合が国务院の全世界における前年度の売上額が 120 億人民元を超える、且つそのうち一つの事業者の中華人民共和国国内における前年度の売上額が 8 億人民元を超える場合、国务院の管轄下にある独占禁止法執行機関に申告を行つていい場合、結合を実行する場合に届出を行ふべきかが不明確となり、適当ではない。届出基準を法律に直接規定せずそれ以下のレベルに委任することは、經濟変動の激しい中国においては有効かもしれないが、法的安定性の観点から日本のように下限を法律で定めるなどの工夫をしてはどうか。</p> <p>国際的に見て最低限満るべき基準、例えば届出要件に市場占有率（シェア）を用いるべきではないこと、シェアや売上高等の数値のみをもつて企業結合事案の是非を判断すべきではないことなどは確保される必要がある。</p>	<p>第 21 条 事業者の結合が国务院の定める申告基準を満たした場合、事業者は国务院独占禁止法執行機関に對して事前に申告しなければならない。申告を行つていい場合、結合を実行することができない。(法律は草案にある具体的な届出基準を削除)</p> <p>事業者は国务院独占禁止法執行機関に申告しなければならない。国务院独占禁止法執行機関に申告していない場合、事業者は結合を実行することができる。</p> <p>国务院は(2) (3) (4) 項を削除。</p>
	<p>前項に定める事業者の売上額または</p>	

資産総額、及び市場占拠率の計算においては、当該事業者が支配又は従属する關係にある事業者のものを含むものとする。	(第二案) 事業者の結合が一定の基準に達している場合、事前に国務院独占禁止主管機関に届出しなければならない。事業者結合の届出の基準について、国務院が経済発展の水準及び市場状況に基づいて制定し、定期的に公布する。	前項に定める売上額の計算においては、当該事業者が支配又は従属する關係にある事業者の売上額も合算しなければならない。 国務院独占禁止法執行機関は、経済発展の水準及び市場の競争状況に応じて、第1項に定める事業者結合の申告基準を調整し、国務院の認可を経たうえで施行することができる。
③独禁法と業種別監督・管理法との関係	第 22 条 (ネットワークへのアクセスの拒絶) ある市場支配的地位にある事業者が有するネットワーク又は他の施設にアクセスすることが不可能な場合には、当該支配的地位にある事業者は他の事業者が合理的な価格で当該ネットワーク、又は他の施設にアクセスすることを拒絶してはならない。但し、当該支配的地位にある事業者が技術的、安全上の、又は他の正当な理由で、当該ネットワーク又は他の施設に対してアクセスを認めることを立	連通条文がない。 ネットワークへの参入拒絶 (支配的地位を有する事業者の所有するネットワーク・インフラ施設に参入できなければ、それと競争することができない場合) の禁止については①草案が依拠すると思われるヨーロッパ的エンセンシャル・フェアティイー理論は、米国法よりも適用範囲が広く、慎重な運用が望まれる、②川上、川下市場での競争制限を問題にすると

<p>証することができる場合には、当該支配地位にある事業者はかかる義務から免除される。<u>(新草案はこの条文を削除)</u></p>	<p>明示してはどうか、③公正アクセス確保を目的とする経済措置の制度設計のため競争当局に十分な能力を付与する必要がある。</p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>独占禁止主管機関と他の権限を所管する機関との権限の分掌関係（31条、45条）については、所管官庁の所管する法律の解釈権は所管官庁が持つとしても、競争政策上の判断は、競争政策当局が行い、両者の比較衡量の判断は、より上位の中立的な行政機関化、裁判所が行うことをより明確に規定したほうがいい。</p> <p><u>関連条文がない。</u></p>
<p>第 31 条（協議）国務院独占禁止主管機関が結合の認可又は禁止の決定をする場合には、事前に関連業界規制機関と協議をるものとする。<u>(新草案はこの条文を削除)</u></p>	<p>第 44 条 本法に規定する独占行為について、関連法律、行政法規により、関連部門又は監督管理機関により調査・処理すべきである場合、その規定に従う。関連部門又は監督管理機関は調査・処理の結果を国务院独占禁止委員会に報告しなければならない。</p> <p>関連部門又は監督管理機関が本法に規定する独占行為について調査・処理しない場合、独占禁止執行機関が調査・処理する。独占禁止執行機関が調査・処理する際に、関連部門又は監督管理機関の意見を求めるなければならない。<u>(送りはこの条文を削除)</u></p>	

<p>④市場支配的地位の濫用</p> <p>第13条（市場支配的地位の定義）本法において「市場支配的地位」とは、1又は複数の事業者が、関連商品に関して、価格、数量、又は、他の取引条件を決定し、維持し、又は、変更し、関連市場における競争を排除、又は制限することができる市場力をいう。</p>	<p>第12条 事業者が市場支配的地位を濫用して競争を排除又は制限することは、これを禁止する。</p> <p>本法において「市場支配的地位」とは、1つの事業者が、又は複数の事業者が全体として<u>（法律はこの文言を削除）</u>、関連市場において商品の価格、数量、又は他の取引条件を支配することのできる、又は、他の事業者による関連市場への参入を阻止し、若しくはこれに影響を与えることのできる、市場における地位をいう。</p>	<p>第17条2項 本法において「市場支配的地位」とは、事業者が関連市場において商品の価格、数量、又はその他の取引条件を支配することのできる、又は、他の事業者による関連市場への参入を阻止し、若しくはこれに影響を与えることのできる、市場における地位をいう。</p>	<p>日本歐における市場支配的地位の測定、濫用の判断についての紹介。</p> <p>13条は複数の企業について、支配的地位を認定するとして、支配的地位の認定は単独企業に限定するべきである。（滝川教授）</p> <p>日本だけでなく、EUと米国の独禁法も排他行為は単独だけでなく、複数企業行為も対象にする規定になつている。「暗黙の協調関係」による協調行為を当局が規制する必要が認められる場合もあるので、条文規定は柔軟にしておくほうがいい。（土佐教授の反対意見）</p> <p>第19条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、事業者は市場における支配的地位を有するものと推定することができる。</p> <p>(1) 一つの事業者の関連市場における市場占有率が2分の1以上に達している場合</p> <p>第14条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、事業者は、支配的地位にあると推定することができる。</p> <p>(1) 一つの事業者の市場占拠率が2分の1以上に達している場合</p> <p>第15条（市場支配的地位の推定）関連市場において以下の占拠率を有する事業者は、支配的地位にあると推定することができる。</p> <p>(1) 上位1-2位を占める二つの事業</p>
--	--	---	---

	<p>者の合計市場占拠率が 3 分の 2 以上に達している場合</p> <p>(3) 上位 1・3 位を占める事業者の合計市場占拠率が 4 分の 3 以上に達している場合</p> <p>前項第 3 号の場合において、市場占拠率が 10 分の 1 に満たない事業者が、市場支配地位を有するものと推定しない。</p>	<p>(2) 二つの事業者が全体として、関連市場における市場占有率が合計で 3 分の 2 以上に達している場合</p> <p>(3) 三つの事業者が全体として、関連市場における市場占有率が合計で 4 分の 3 以上に達している場合</p> <p>前項第 2 号及び第 3 号に定める状況で、そのうちのある事業者の市場占有率が 10 分の 1 に満たない場合は、当該事業者が市場における支配的地位を有するとの推定ではなくない。</p>	<p>(2) 二つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で 3 分の 2 に達している場合</p> <p>(3) 三つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で 4 分の 3 に達している場合</p> <p>前項第 2 号及び第 3 号に定める状況で、そのうちのある事業者の市場占有率が 10 分の 1 に満たない場合は、当該事業者が市場における支配的地位を有すると推定されると推定してはならない。</p> <p>市場における支配的地位を有すると推定される事業者が、市場における支配的地位を有しないことを証明する証拠を有する場合、市場における支配的地位を有すると認定してはならない。<u>(送付がこの条項を追加)</u></p>	<p>主要禁止行為に対する罰金は 10 万人民元から 1000 万人民元又は前年度の当該違反額と、売上高を基準とする額との割合が不明であり、明確化すべきである。日本政府も 4 月改正法で</p>
⑤	則則について	<p>第 46 条 (独占的協定に対する罰則) 独占的協定を禁止する本法の関連規定に違反する場合、独占禁止法執行機関は、当該事業者に対して違法行為の停止を命令し、該独占協定を無効と宣言しなければならず、また、10 万人民元以上、1000 万人民元以下、若しくは、関連市場における前年度の取引高の 10% を最高限度とする制裁金を課すことができる。(新)</p>	<p>第 45 条 事業者が本法の規定に違反して独占的協定を行い、且つこれを実施した場合、独占禁止法執行機関は、当該事業者に対して違法行為の停止を命令し、前年度の売上額の 1% 以上 10% 以下の制裁金を課し、かつ、違法所得を没収する。独占的協定が実施されていない場合は、200 万人民元以下の制裁金を課すことができる。(新)</p>	<p>第 46 条 事業者が本法の規定に違反して独占的協定を行ひ、且つこれを実施した場合、独占禁止法執行機関は、当該事業者に対して、違法行為の停止を命令し、違法所得を没収し、且つ、前年度の売上額の 1% 以上 10% 以下の制裁金を課する。独占的協定が実施されていなければ、200 万人民元以下の制裁金を課す</p>

<p><u>草案はこの文言を削除</u>。当該行為が刑事上の犯罪に該当する場合には、これに対して刑事责任を追及する。<u>(この文言は新草案第49条に移動された)</u></p>	<p>第 49 条 事業者が独占的行為を行つて他人に損害を与えた場合、法に従い民事責任を負う。また、当該行為が犯罪を構成する場合は、法に従い刑事责任を追及される。</p>	<p>とができる。</p>
	<p>第 50 条 事業者が独占的行為を行つて他人に損害を与えた場合、法に従い民事責任を負わなければならぬ。また、当該行為が犯罪を構成する場合は、法に従い刑事责任を追及される。</p>	<p>は、売上額に対する率は 10%で同じだが、最大 3 年分の売上額に乗じることで、再犯の場合は 50%増しえきる。再犯の場合は、中国草案の一 年分の売上上の 10%という率は、十分な制裁力を持つう か、疑問が残る。</p>

中国独占禁止法新旧草案と法律の条文対照表—JICA 中国経済企業法整備プロジェクト—独占禁止法におけるトピックスを中心

独占禁止法個別課題研修 (2006.12)	テーマ：独占禁止法の概要（独占禁止法の基本構造、カルテルの適用除外、公正取引委員会の最近の活動状況、不公正な取引方法）	産業政策と競争政策 規制緩和と独占禁止法——酒井草平 教授 国際協力——青部利之 競争法制と産業法制との調整——天井勉太郎 組織と研修制度——南雅晴 地方事務所の機能、業務紹介——鎌倉守男 経済成長政策と競争政策——横田直和教授 市場支配的地位の濫用問題について——上杉秋則教授 企業結合規制に関する意見交換——深町正徳	研究会における討議事項 JICA 専門家のコメント
独占禁止法 個別課題 研修の トピック	独占禁止法意見募集稿（旧草案）の 関連条文	独占禁止法草案（新草案）の関連条文	独占禁止法の関連条文
①独占禁止法の目的について	第1条 本法は独占的行為を禁止し、市場競争を保護し、独占的行為を防止、禁止し、経済運用の効率を高め、消費者の合法的な権利・利益及び社会公共利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を保障するため、本法を制定する。	第1条 市場競争を保護し、独占的行為を予防及び禁止し、市場の公平な競争を保護し、経済運用の効率を高め、消費者の利益及び社会公共利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、本法を制定する。	日本独占法の仕組み——目的と規制を紹介。 日本独占法の目的は一般消費者の利益確保、国民経済の民主的健全な発達、事業者の創意発揮、事業活動の活発化、雇用・国民実所得の水準向上、公正且つ自由な競争の促進にある。

<p>②市場の定義について</p> <p>「市場」とは、事業者が関連商品について、一定の期間にわたって、相互に競争をする地理的範囲をいう。</p>	<p>第 4 条 2 項 本法において「関連市場」とは、事業者が特定の商品又はサービス（以下、「商品」という）について一定の期間にわたって、競争をする範囲又は地理的地域をいう。</p>	<p>第 12 条 2 項 本法において「関連市場」とは、事業者が特定の商品又はサービス（以下、「商品」という）について一定の期間にわたって、競争をする範囲又は地理的範囲をいう。</p>	<p>市場の定義は、商品の種類・競争が行われている地域の範囲、取引参加者、需要・供給の代替性などより広範に規定すべきである。</p> <p>日本独占禁止法において禁止される事業者団体の行為を紹介。</p> <p>事業者団体をどう取り扱うのかが、必ずしも明らかではない。通常のカルテルとまったく同じ基準で判断するといううどか？</p> <p><u>第 11 条 業種協会は、業界の自己管理を強化し、当該業界の事業者が法に従い競争するよう指導し、市場競争秩序を保護しなければならない。（法律はこの条文を追加）</u></p> <p><u>第 16 条 業種協会は、当該業界の事業者が本章の禁止する独占的行為をするよう組織してはならない。（法律はこの条文を追加）</u></p> <p><u>第 46 条第 3 項 業種協会がこの法律の規定に違反して当該業界の事業者による独占的協定の締結を組織した場合、独占禁止法執行機関は 50 万元人民元以下の制裁金を課すことができる。情状が重大な場合は、社会団体登記管理機関に基づき登記を抹消することができる。（法律はこの条文を追加）</u></p> <p>第 13 条 競争関係にある事業者の間で以下に掲げる独占的協定をすることは禁止される。</p> <p>(1) 商品の価格を固定し、維持しない</p>
<p>③業種協会について</p> <p>業種協会、公的機関のような非営利団体が本法の規定に違反し、競争を排除又は制限する行為に対して、本法が適用される。</p>	<p>第 53 条 業種協会等が実施した競争を排除又は制限する行為に対して、本法が適用させる。</p>	<p>第 11 条 業種協会は、業界の自己管理を強化し、当該業界の事業者が法に従い競争するよう指導し、市場競争秩序を保護しなければならない。（法律はこの条文を追加）</p> <p>第 16 条 業種協会は、当該業界の事業者が本章の禁止する独占的行為をするよう組織してはならない。（法律はこの条文を追加）</p>	<p>日本・EU の独禁法において、カルテル規制の範囲を紹介するとともに、各国のカルテル適用除外制度の背景、内容につ</p>
<p>④カルテルの適用除外について</p> <p>間の競争を排除、または制限することを目的とし、又はその効果を有する事業者間の全ての協定、決定又は</p>	<p>第 7 条 競争関係にある事業者間で以下に掲げる独占的協定をすることは禁止される。</p> <p>(1) 商品の価格を固定し、維持しない</p>	<p>第 13 条 競争関係にある事業者の間で以下に掲げる独占的協定をすることは禁止される。</p> <p>(1) 商品の価格を固定し、維持しない</p>	<p>日本・EU の独禁法において、カルテル規制の範囲を紹介するとともに、各国のカルテル適用除外制度の背景、内容につ</p>

	<p>協調行為（以下「協定」という）は禁止される。</p> <p>第1項にいう協定は、主に以下のものが含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 商品の価格を固定し、維持しあくは変更すること (2) 商品の生産若しくは販売の数量を制限すること (3) 販売市場又は原料の購入市場を分割すること (4) 新技術若しくは新設備の購入を制限し、または新技術若しくは新製品の開発を制限すること (5) 共同ボイコット行為 (6) 独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定 <p>（新草案はこれを垂直的統一定として第8条に移行。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (3) 販売市場若しくは原料の購入市場を分割すること (4) 新技術若しくは新設備の購入を制限し、又は、新製品若しくは技術の開発を制限すること (5) 再販売価格を制限すること (6) 入札における談合行為（新草案はこれを第9条に移行。） 	<p>変更すること</p> <p>商品の生産若しくは販売の数量を制限すること</p> <p>販売市場又は原料の購入市場を分割すること</p> <p>新技術若しくは新設備の購入を制限し、または新技術若しくは新製品の開発を制限すること</p> <p>共同ボイコット行為</p> <p>独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定</p> <p>本法において「独占的協定」とは競争を排除又は制限する協定、決定、又はその他協調行為をいう。</p> <p>（新草案はこれを再販売価格制限だけではなく、垂直的非価格制限を追加。）</p>	<p>いて紹介・比較。</p> <p>垂直カルテルは規制基準を別にしてはうがいい。価格制限と非価格制限との間でも規制基準を分けたほうがいい。</p> <p>第14条 事業者と取引先の間で次に掲げる独占的協定を締結することは、これを禁止する。</p> <p>（1）商品の第三者への再販売価格を固定すること</p> <p>（2）商品の第三者への最低再販売価格を限定すること</p> <p>（3）国务院独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定</p> <p>（法律は垂直カルテルと水平的カルテルを分けた。）</p>	
--	---	---	---	--

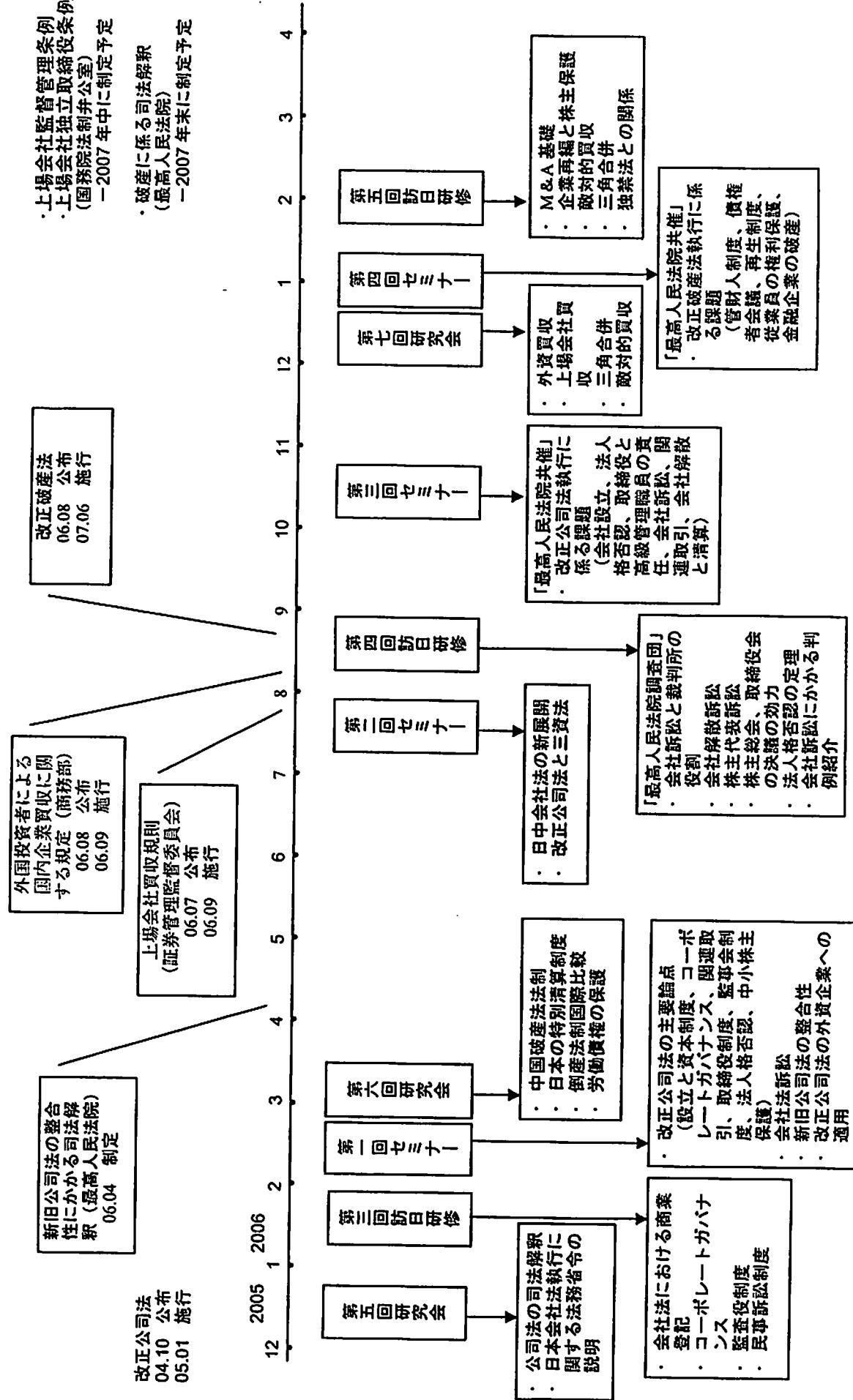
<p>第 2 項は、当該協定が有効な期間、 その対象である商品が関連市場に おいて 10%以下のシェアを占める 場合には適用しない。<u>(新草案はこの 条項を削除)</u></p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>きをシェア（10%）で行うの は適切ではない。シェアは類似 の商品との代替性や地域的な 市場の透明度を考慮すると変化 するので、シェア基準の採用は 規制する側、される側、双方に とってもリスクが大きい。 著作物の再版の適用除外は 原則として設けない方がいい、 (文化の保護にそれほど役立 つとはいえない。)。</p>
<p>第 1 項は、出版物の発行及び流通に おける再販元価格の制限には適用し ない。<u>(新草案はこの条項を削除)</u></p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>第 10 条 事業者が、成立した協定が次に 下の目的を実現させるためのものであ ること、関連市場における競争を著しく 制限するものではないこと、および消費 者が当該協定によって生ずる利益を享 受可能であることを証明することがで きた場合、本法第 7 条、8 条の規定は適 用しない。</p> <p>(1) 技術の改善、新商品の研究開発 のためのもの。</p> <p>(2) 製品の品質向上、コスト削減、 効率改善、商品の規格及び標準 を統一し、又は専業化による役 割分担を実施するためのもの。 <u>(法律はこの文言を追加)</u></p>
<p>第 9 条（協定の例外）以下の目的を 有する事業者間の協定は、消費者に 当該協定によって生ずる利益を公平 に享受させることができ、当該目的 を達成するために必要であり<u>(新草 案はこの文言を削除)</u>、関連市場にお ける競争を完全に消滅させるもので ない場合には、本法第 8 条の適用を 免除される。</p> <p>(1) 製品の品質向上、コスト削 減、効率改善のためのも の。</p> <p>(2) 經済的不況に対応するた めに、深刻な販売減少また</p>	<p>(1) 製品の品質向上、コスト削 減、効率改善、商品の規格及び標準 を統一するためのもの。<u>(新 草案はこの文言を追加)</u></p> <p>(2) 經済的不況に対応するた めに、深刻な販売減少また</p>	<p>(3) 中小事業者の経営効率を向上さ せ、中小事業者の競争力を強化</p>

	<p>は明瞭な生産過剰を緩和するためのもの。</p> <p>(3) 中小事業者の経営効率を向上させ、中小事業者の競争力を強化するためのもの。</p> <p>(4) 国際市場における輸出商品の競争力を強化するためのもの。<u>新草案はこの文言を削除</u></p> <p>(5) 技術の改善、新商品の研究開発、新市場の開拓 <u>新草案はこの文言を削除</u> のためのもの。</p>	<p>(3) 中小事業者の経営効率を向上させ、中小事業者の競争力を強化するためのもの。</p> <p>(4) 省エネルギー、環境保護、及び災害救助など、社会公共の利益を実現するためのもの。</p> <p>(5) 対外貿易及び経済協力における正当な利益を確保するためのもの。<u>新草案はこの文言を追加</u></p> <p>(6) 技術の改善、新商品の研究開発、新市場の開拓 <u>新草案はこの文言を削除</u> のためのもの。</p>	<p>(4) 省エネルギー、環境保護、及び災害救助など、社会公共の利益を実現するためのもの。</p> <p>(5) 経済的不況により、深刻な販売減少または明瞭な生産過剰を緩和するためのもの。</p> <p>(6) 対外貿易及び経済協力における正当な利益を確保するためのもの。</p> <p>(7) 法律及び国務院が定めるその他の事由。 <u>法律はこの条項を追加</u></p>	<p>(4) 省エネルギー、環境保護、及び災害救助など、社会公共の利益を実現するためのもの。</p> <p>(5) 経済的不況により、深刻な販売減少または明瞭な生産過剰を緩和するためのもの。</p> <p>(6) 対外貿易及び経済協力における正当な利益を確保するためのもの。</p> <p>(7) 法律及び国務院が定めるその他の事由。 <u>法律はこの条項を追加</u></p>	<p>(9) (4) は、WTO協定上の調解も生みかねない。単純に国内市場に影響を及ぼさない、輸出促進カルテルの適用除外と規定すれば問題はない。なお、他国に輸出カルテルを行なうことは、WTOのセーフガード規制を促されて輸出カルテルを行なうことは、WTOのセーフガード規制の潜脱行為であり、好ましくないということを意識しておいたほうがいい。</p>	<p>農村部の中小企業の組合の活動に配慮すべき。 産業別の適用除外は作らない。 ほうがいい。一定範囲の中小企</p>
				<p>第 55 条 農業生産者及び専門経済組織</p> <p>が農産物の生産、加工、販売、輸送、貯蔵等の事業活動において行った提携、連合又はその他の協調行為のうち、競争を</p> <p><u>規制しない。</u></p>	<p>第 56 条 農業生産者及び農村経済組織</p> <p>が農産物の生産、加工、販売、輸送、貯蔵等の事業活動において行った連合又は協調行為には、本法を適用しない。</p>	

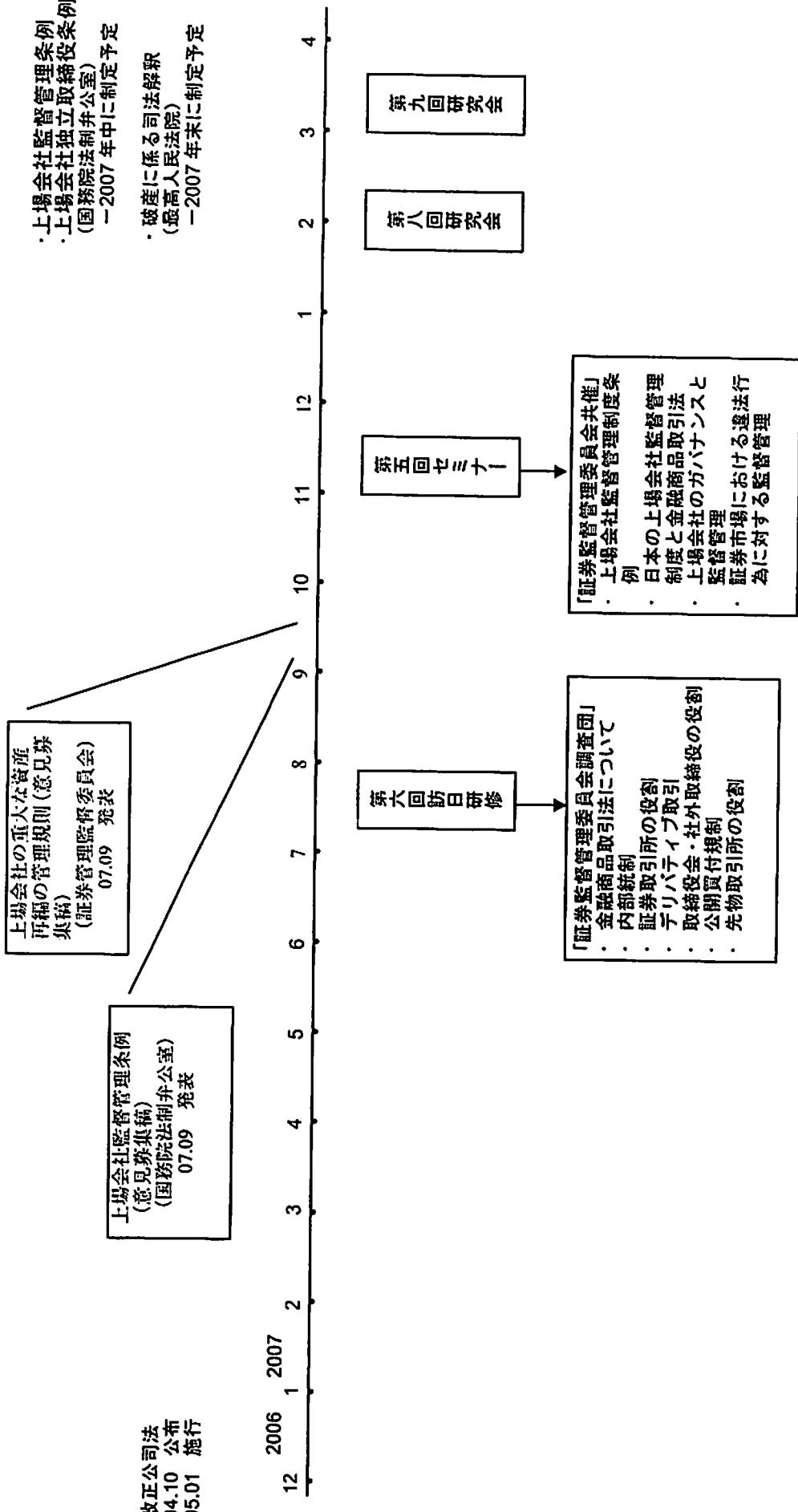
<p>著しく制限しないものには、本法を適用しない。<u>(新草案はこの条文を追加)</u></p> <p>第 55 条（合法行為に対する適用除外）事業者がその他の法律規定に基づいて行った正当な行為については、本法の適用が除外される。<u>(新草案はこの条文を削除)</u></p>	<p><u>関連条文がない。</u></p> <p>法令に基づく行為、知的財産権の行使の適用除外規定は、日本では確認規定に過ぎないと考えられているので、それらの規定を置く意味はあまりないと考えられる。</p>	<p>第 55 条 事業者が知的財産権に関する法令の規定に従つて知的財産権を行使した場合、本法が適用されない。但し、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除または制限した行為である場合は、本法が適用される。</p>	<p>減免手続き（Corporate Leniency）の導入も必要に応じて検討されるべきだろう。日本では、課徴金減免申請制度を導入した改正独占禁止法が施行された平成 18 年 1 月 4 日</p>
<p>第 56 条（知的財産権の適用除外）事業者が特許法、商標法、著作権法の規定に従つて、権利を行使する正当な行為に対しては、本法が適用されない。但し、知的財産権の濫用行為で本法規定に違反した場合は、本法に従つて処断する。</p>	<p><u>関連条文がない。</u></p> <p>第 45 条第 2 項 事業者が独占禁止法執行機関に対して、自己のした独占的協定に関する事情を自発的に報告しかつ重要な証拠を提供した場合、独占禁止法執行機関は、情報を開示して、当該事業者への制裁を減輕又は免除することがで</p>	<p>第 46 条第 2 項 事業者が独占禁止法執行機関に対して、自己のした独占的協定に関する事情を自発的に報告しかつ重要な証拠を提供した場合、独占禁止法執行機関は、情報を開示して、当該事業者への制裁を減輕又は免除することがで</p>	

	きる。 <u>(新草案はこの条文を追加)</u> への制裁を減輕又は免除することがで きる。	から同年3月31日まで、事業 者から自らの違反行為に係る 事実の報告等が行われる件数 は26件であった。	
⑤執行機 関につい て	第45条(独占禁止主管機関と他の機 関との關係) 国務院独占禁止主管機 関は、本法に従つて独占禁止事項を取 り扱う。他の機関も、他の関連法 律の規定に従つて独占禁止事項を取り 扱うことができる。但し、他の機 関は独占禁止事項について最終的決 定を下す前に、国務院独占禁止主管 機関の同意を得なければならない。	第44条 本法が規定する独占行為につ いて、関連法律、行政法規により、関連 部門又は監督管理機関により調査・処理 すべきである場合、その規定に従う。関 連部門又は監督管理機関は調査・処理の 結果を国务院独占禁止委員会に報告し なければならない。 関連部門又は監督管理機関が本法に 規定する独占行為について調査・処理し ない場合、独占禁止執行機関が調査・処 理する。独占禁止執行機関が調査・処理 する際に、関連部門又は監督管理機関の 意見を求めなければならない。 <u>(法律は この条文を削除)</u>	反獨占庁（Anti-Monopoly Authority）と他の機関との權 限の分掌關係が必ずしも明確 ではなく、それぞれがどのよう な權限を有するかをより明確 にする必要がある。 他の所管官庁と協議する規 定を設けるのは、それがないよ りはいいが、所管官庁の所管す る法件の解釈権は所管官庁が 持つのは仕方ないとしても、競 争政策上の判断は競争政策當 局が行い、両者の比較衡量の判 断は、より上位の中立的な行政 機關か、裁判所が行うことを明 記したほうがいい。

公司司法周辺法制定経緯（2006年度）



公司法周辺法制定経緯（2007年度）



— JICA中国経済法/企業法整備プロジェクト —

「商業特許（フランチャイズ）経営管理条例」に関する研修と討論

1. 第二回市場流通関連法訪日研修（2005.8）																
テーマ6 :	日本のフランチャイズ・チェーン経営の発展と関連法規 * 「日本のフランチャイズ立法を重点的に理解するための質問」に対する回答															
テーマ7 :	フランチャイズ・チェーン経営の現状と関連法規（工場及び商店を観察）															
2. 第一回市場流通関連法訪日研修（2005.10）																
テーマ1 :	中国の「都市の商業ネットワーク管理条例」、「商業特許（フランチャイズ）營管理条例」及び商業取引立法について * 中国側は「商業特許（フランチャイズ）経営管理条例」の枠組みについて説明															
テーマ2 :	日本側は中国の質問に対する回答															
テーマ3 :	日本フランチャイズチェーン協会の日本のまちづくり関連三法に関する考え方															
中国「商業特許（フランチャイズ）経営管理条例」の立法背景：																
1.	1997年5月31日、国家工商行政管理局が「チエーン店の登記管理に関する問題についての通知」を公布。この通知に照らして言えば、特許経営はチエーン形式の1種となる。															
2.	1997年11月14日、旧国内貿易部が「商業特許経営管理条例（試行）」を公布。															
3.	2004年商務部令第25号「商業特許（フランチャイズ）管理弁法」が公布される。当該弁法（以下「旧弁法」という）は2005年2月1日から施行。旧「商業特許経営管理条例（試行）」がそれと同時に廃止。															
4.	2007年国务院令第485号「商業特許（フランチャイズ）管理条例」が公布される。本条例は2007年5月1日より施行。関連管理条例には「商業特許（フランチャイズ）経営届出管理制度」がある。（いずれも2007.5.1より施行）。															
時論点	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">「商業特許経営管理条例」</th><th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">「商業特許経営管理制度」</th><th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">「商業特許経営管理条例（「新条例」）」</th><th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">その関連管理弁法（「新条例」）</th><th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">JICA専門家の意見</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">日本にも関連立法があるか、否か、</td><td style="padding-top: 5px;">第1条： 商業フランチャイズ行為を規範化し、当事者の合法的権益を擁護し、商業フランチャイズの健全で秩序ある発展を促進するためには本弁法を制定する。</td><td style="padding-top: 5px;">第1条： 商業特許（フランチャイズ）経営活動を規範化し、商業フランチャイズ経営の健全で秩序ある発展を促し、市場秩序を維持するために本条例を制定する。</td><td style="padding-top: 5px;">「旧弁法」は全9章、42条。総則、特許経営当事者、特許経営契約、情報開示、公告宣伝、監督責任、外商投資企業に関する特別規定、法律責任、付則の順に構成されている。</td><td style="padding-top: 5px;">目下、日本にはフランチャイズの専門立法はない。関連法律に「中小小売商業振興法」（1973年9月29日法律第101号、2003年3月31日法律第8号改正）がある。同法で規定している特定連鎖化経営はフランチャイズ経営に属する。また「中小小売商業振興法施行令」（1973年9月29日通商産業省令第100号、2002年3月29日経済産業省令第60号改正）がある。</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 5px;">フランチャイズの概念</td><td style="padding-top: 5px;">第2条： 本弁法でいう商業フランチャイズ（以下「フラン</td><td style="padding-top: 5px;">第3条第1款： 本条例でいう商業フランチャイズ経営</td><td style="padding-top: 5px;">日本の法律にはフランチャイズに関する明確な定義はない。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	「商業特許経営管理条例」	「商業特許経営管理制度」	「商業特許経営管理条例（「新条例」）」	その関連管理弁法（「新条例」）	JICA専門家の意見	日本にも関連立法があるか、否か、	第1条： 商業フランチャイズ行為を規範化し、当事者の合法的権益を擁護し、商業フランチャイズの健全で秩序ある発展を促進するためには本弁法を制定する。	第1条： 商業特許（フランチャイズ）経営活動を規範化し、商業フランチャイズ経営の健全で秩序ある発展を促し、市場秩序を維持するために本条例を制定する。	「旧弁法」は全9章、42条。総則、特許経営当事者、特許経営契約、情報開示、公告宣伝、監督責任、外商投資企業に関する特別規定、法律責任、付則の順に構成されている。	目下、日本にはフランチャイズの専門立法はない。関連法律に「中小小売商業振興法」（1973年9月29日法律第101号、2003年3月31日法律第8号改正）がある。同法で規定している特定連鎖化経営はフランチャイズ経営に属する。また「中小小売商業振興法施行令」（1973年9月29日通商産業省令第100号、2002年3月29日経済産業省令第60号改正）がある。	フランチャイズの概念	第2条： 本弁法でいう商業フランチャイズ（以下「フラン	第3条第1款： 本条例でいう商業フランチャイズ経営	日本の法律にはフランチャイズに関する明確な定義はない。	
「商業特許経営管理条例」	「商業特許経営管理制度」	「商業特許経営管理条例（「新条例」）」	その関連管理弁法（「新条例」）	JICA専門家の意見												
日本にも関連立法があるか、否か、	第1条： 商業フランチャイズ行為を規範化し、当事者の合法的権益を擁護し、商業フランチャイズの健全で秩序ある発展を促進するためには本弁法を制定する。	第1条： 商業特許（フランチャイズ）経営活動を規範化し、商業フランチャイズ経営の健全で秩序ある発展を促し、市場秩序を維持するために本条例を制定する。	「旧弁法」は全9章、42条。総則、特許経営当事者、特許経営契約、情報開示、公告宣伝、監督責任、外商投資企業に関する特別規定、法律責任、付則の順に構成されている。	目下、日本にはフランチャイズの専門立法はない。関連法律に「中小小売商業振興法」（1973年9月29日法律第101号、2003年3月31日法律第8号改正）がある。同法で規定している特定連鎖化経営はフランチャイズ経営に属する。また「中小小売商業振興法施行令」（1973年9月29日通商産業省令第100号、2002年3月29日経済産業省令第60号改正）がある。												
フランチャイズの概念	第2条： 本弁法でいう商業フランチャイズ（以下「フラン	第3条第1款： 本条例でいう商業フランチャイズ経営	日本の法律にはフランチャイズに関する明確な定義はない。													

<p>（以下、フランチャイズ経営と称する）とは、契約の締結により、フランチャイザーが他人に使用を許諾する権利を有する登録商標、商号、経営形態などの経営資源の使用をフランチャイジーに許可し、フランチャイジーは契約の締結にしたがい、統一的なフランチャイズシステムの下で経営活動に従事し、フランチャイザーにフランチャイズ料を支払うビジネス形態をいう。</p>	<p>（以下、フランチャイズ経営と称する）とは、通常フランチャイズ経営と一般の商標ライセンスには特別な違いはない。フランチャイズ経営は、通常（新条例では特許、商号、経営形態など）の（以下、フランチャイザーと称する企業（以下、契約形式でそれを有する）が、契約形式でそれを有する経営資源（以下、フランチャイジーと称する）が販用するのを許可し、フランチャイジーは契約の締結に従い統一された経営モデルの下で経営を行い、かつフランチャイザーにフランチャイズ料を支払う経営活動をいう。</p> <p><u>直接関連する条文は無い。</u></p> <p>1997年の「チェーン店登記管理に関する問題についての通知」によれば、フランチャイズ経営はチェーン形式の一種である。</p>
<p>チェーン経営とフランチャイズ経営との関係</p>	<p>日本にはチェーン経営に関する立法は無い。チェーン経営とフランチャイズ経営の管理方式及び両者の区別は明確ではない。</p> <p>「中小売商業振興法」第4条：運営化事業（主として中小売商業者に對し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。以下同じ。）を行なう者は、</p> <p>第11条：運営化事業であつて、当該運営化事業に係る約款に、加盟者に特定の商標、商号その他の表示を使用させると並び加盟者から加盟に際し加盟金、保証金その他の金銭を徴収する旨の定めがあるもの（以下「特定運営化事業」という。）を行なう者は、</p>
<p>フランチャイザーの資格</p>	<p>第33条第2款：</p> <p>フランチャイザーは下記資格要件を備えていなければならぬ。</p> <p>(1) 法に基づき成立した企業またはその他の経済組織（新条例ではこれを削除）であること。</p> <p>(2) 他人に使用許諾できる商標、商号と経営モデル等の経営資源を有していること。</p> <p>(3) フランチャイジーに長期（新条例ではこれを行なうに当たつては、成熟した経営モデルを有し、フランチャイジーに経営</p> <p>日本の中には現在相応する明文化された規定は無い。</p>

	<p>(削除) の経営指導及び教育訓練サービスを提供する能力を有していること。</p> <p>(4) 中国城内で1年以上経営をしている直営店を会社が設置した直営店を有していること。 (新条例ではこれを削除)</p> <p>(5) 物品の提供を要するフランチャイズの場合は、フランチャイザーは安定的かつ品質保証のできる供給システムを有し、しかも前述サービスの提供能力を有していないなければならない。</p> <p>(6) 信用に優れ、フランチャイズ方式で訴訟行為をした記録がないこと。 (新条例では第(2)、(5)、(6)項の内容を削除)</p>	<p>指導、技術サポート、業務研修等(新条例で追加)のサービスを供与する能力を備えているなければならない。</p> <p>フランチャイザーがフランチャイズ経営活動を行うに当たっては、直営店を最低2店舗以上持ち、かつ経営期間が1年を超えない。</p>	<p>日本法における規定は無い。</p>	<p>日本法における規定は無い。</p>
フランチャイジーの資格	<p><u>第8条：</u>フランチャイジーは下記資格要件を備えなければならない。</p> <p>(1) 法に基づき成立した企業またはその他の經濟組織であること。</p> <p>(2) フランチャイズに適した資金、経営拠点、人員等を有していること。</p>	<p><u>新条例では相応する規定を削除。</u></p>	<p>日本法における規定は無い。</p>	<p>日本法における規定は無い。</p>
フランチャイザーの義務①	<p><u>第10条：</u>フランチャイザーは次の義務を履行しなければならない。</p> <p>…(4) 契約に基づいて商品をフランチャイジーに提供すること。専売商品及びフランチャイズの品質を保証するため、フランチャイザー又はフランチャイザーの指定供給業者が商品を提供するものを除き、フランチャイサーはフランチャイジーに自分が供給する商品を強制してはならないが、商品の満たすべき品質基準を規定し、または複数の調達先を選択肢として示すことができる。……</p>	<p><u>新条例では相応する規定を削除。</u></p>	<p>日本法における規定は無い。</p> <p>付取引または抱合せ販売を禁止する規定がある。したがって、フランチャイズ契約の多くがこれらの方針に違反しない形でフランチャイザーまたは指定供給業者から商品を受取る際の拘束性のある条項を定めている。但し、これらの条項は一般的にフランチャイズシステムを維持するための範囲内にとどまっている。(商品の品質を保証するために必要な設備、備品、原材料など)</p>	<p>契約内容によるので一概には言えない。フランチャイザーは物品の供給業者を推薦するだけで、具体的な契約</p>
フランチャイザーの義務②	<p><u>第10条：</u>フランチャイザーは次の義務を履行しなければならない。</p>	<p><u>新条例では相応する規定を削除。</u></p>		

<p>サーは指定供給業者の物品の品質に責任を負うか。</p>	<p>……(5) フランチャイザーはその指定供給業者の商品品質に対し保証責任を負わなければならぬ。…</p>	<p><u>第七章：外商投資企業に関する特別規定</u></p> <p>第32条：</p> <p>省略。</p>	<p>グローバル配送モデルによるフランチャイズの管理について特別な規定があるか。</p> <p>第33条：</p> <p>外商投資企業はフランチャイズ方式で商業活動に従事する場合、元の許認可部門にフランチャイズ方式による商業活動の展開を経営範囲に追加するよう申請し、下記の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 申込書及び誓事会の決議。</p> <p>(2) 企業の営業許可書及び外商投資企業批准証書（写し）。</p> <p>(3) 契約、定款の修正に関する協議書（外資企業は定款の修正に関する協議書のみを提出する）。</p> <p>(4) 本弁法第7条の規定に合致していることを証明する関連書類。</p> <p>(5) 本弁法第19条に規定されている情報資料。</p> <p>(6) フランチャイズ契約の見本。</p> <p>(7) フランチャイズ運営マニュアル。</p>
<p>許認可部門は上記全ての申請資料を受領後30日以内に、書面にて許可または不許可の決定を下さなければならない。</p> <p>許可された申請人は、許認可部門から内容の変更された「外商投資企業批准証書」を交付された後1ヵ月以内に、工商行政管理局で企業登記の変更手続きを行わなければならない。</p>	<p><u>新条例では「外商投資企業に関する特別規定」の内容を削除。</u></p> <p>備考：新条例は第8、9、10、19条の4条項でフランチャイザーに「商務主管部門への届出及び報告」を強制する制度を規定し、具体的な実施方法は「商業特許經營届出管理制度」によって示されている。</p> <p>例：第8条：</p> <p>フランチャイザーは初めてフランチャイズ経営契約を締結した日より15日以内に、本条例の規定に従い商務主管部門に届出なければならない。……</p> <p>第25条：</p> <p>フランチャイザーが本条例第8条の規定に従い商務主管部門に届出なかつた場合は、商務主管部門は期限を設けて届出を命じ、1万元以上5万元以下の罰金に処す。期限を過ぎても届出がない場合は、5万元以上10万元以下の罰金に処し、かつ公告する。</p> <p>第26条：</p> <p>フランチャイザーが本条例第十六條、第十九條の規定に違反した場合は、商務主管部門は是正を命じ、1万元以下の罰金に処す。情状が深刻な場合は、1万元以上5万元以下の罰金に処し、かつ公告する。</p>	<p>国外のフランチャイザーに対する特別な要求は無い。これは適応法の問題である。</p> <p>(1) 競争法分野における立法管轄権については、本国域外での行為が、本国に対し何らかの影響を与える場合、本国の法律が適用できるというのが、一般的な認識である。公正取引委員会の独禁法の管轄権に関する考え方も基本的には同じである。</p> <p>(2) 平成14年に独禁法が改正された後、公告の送達が規定され、法執行手順が整備された。</p> <p>(3) 経済産業省は、国内で締結した「ノーロードル配送モデル」のフランチャイズ経営契約で原則的に認められている立法管轄権の国外における効力をある程度の認めている。</p> <p>(4) 但し、実践においては、フランチャイズ契約は商品または商業技術の提供を中心とするため、現地法人または加盟店がより現実的な意味を有する。本部及び加盟店が同一に属していない状況で、中小加盟店経営者が海外で加盟店契約を締結するという状況は日本ではまだ起こっていない。</p>	<p>「商業フランチャイズの届出管理制度」第3条：</p> <p>……商業フランチャイズの届出業務は企団オンラインネットワークによって行われる。「商業フランチャイズ管理条例」の規定</p>

	<p>略。</p> <p>第37条: 香港、マカオ、台湾企業が中国本土でフランチャイズ方式による商業活動に從事する場合、本章の規定に照らして実行する。</p> <p>備考: 第29条:</p> <p>フランチャイザーは毎年1月に前年度のフランチャイズ契約の締結状況を所在地の商務主管部門とフランチャイジーが所在する商務主管部門に届出なければならぬ。所在地の商務主管部門は届出状況を上級の商務主管部門に報告しなければならない。(新条例ではこれを削除)。</p>	<p>に合致しているフランチャイザーは、政府ウェブサイトを通じて届出を行わなければならない。 (URL : www.mofcom.gov.cn)。</p> <p>同「弁法」第17条:</p> <p>国外フランチャイザーが中国国内でフランチャイズ活動に従事する場合は本弁法に基づき実施する。香港、マカオ特別行政区及び台灣地区的フランチャイザーは本弁法を参照して実施する。</p>	<p>日本法では、小売業のフランチャイザーは情報開示の義務を負うが、その他の業界のそれにはその義務は無い。但し、情報開示を行わない場合も強制的な懲罰規定はない。</p> <p>「中小小売商業振興法」中の開示要求及び日本フランチャイズチェーン協会の自律基準が参考にできる。</p> <p>また、公正取引委員会が公表した「独禁法下のフランチャイズシステムに関するの考察」(以下「フランチャイズガイドライン」という)の中で奨励的な開示事項が規定されているが、強制的なものではなく、單に独禁法で規定する不公正取引中の欺瞞的な顧客誘引に該当するか否かの一つの判断に過ぎない。とは言え、執行時には確かに一定の効果が認められる。</p>
	<p>情報開示①日</p> <p>本の法律には フランチャイザーの情報開示につき強制的な要求があるか。</p>	<p>第17条: フランチャイザー及びフランチャイジー(新条例ではこれを削除)は、フランチャイズ契約の締結前及びフランチャイズ中は、適時、関係情報を開示しなければならない。</p> <p>第18条: フランチャイザーは、フランチャイズ契約の正式締結日の20日前までに、書面により申込者に真実で正確なフランチャイズ契約書を提供しなければならない。</p>	<p>日本法では、フランチャイジーは国務院商務主管部門の規定に従い、整備された情報開示制度を確立し、それを実行しなければならない。</p> <p>第20条: フランチャイザーは国務院商務主管部門の規定に従い、整備された情報開示制度を確立し、それを実行しなければならない。</p> <p>第21条: フランチャイザーはフランチャイズ経営契約締結日の少なくとも30日前までに書面でフランチャイジーに本条例第二十二条で規定する情報を提供し、かつフランチャイズ経営契約文書を提供しなければならない。</p> <p>「商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法」は既に2007年4月6日、中華人民共和国商务部第6回部務会の討議を経て採択され、4月30日商务部令2007年第16号で公布され、2007年5月1日から施行されている。</p>
	<p>情報開示②情</p> <p>報開示の具 体的内 容</p>	<p>フランチャイザーの開示する基本情報資料には以下の事項が含まれなければならない。</p> <p>(1) フランチャイザーの名称、住所、登録資本、経営範囲、フランチャイズ経営に従事している年数等の主要事項、及び会計事務所の監査済み財務報告書の内容及び納税等の基本状</p>	<p>日本法では、フランチャイザーはフランチャイジーに以下の情報を提供しなければならない：</p> <p>(1) フランチャイザーの名称、住所、登録資本額、法定代理人、登録資本額、経営範囲、フランチャイズ経営活動の概況</p> <p>(2) フランチャイザーの登録商標、企業ロ</p> <p>「中小小売商業振興法」では、フランチャイズ本部は、加盟を希望する加盟者と加盟契約を結ぶに当たり、開示する契約内容等の情報をについて開示するという規定を遵守し、契約内容等の重要事項について加盟者に事前に開示し、かつ書面</p>

	<p>(2) フランチャイジーの数、分布地、経営状況、及びフランチャイズチェーンの投資予算表等、フランチャイズ契約を解除したフランチャイジーの数がフランチャイジー総数に占める割合。</p> <p>(3) 商標の登録、使用許諾及び訴訟の状況、商号、経営形態等その他の経営資源に関する状況。</p> <p>(4) フランチャイズ料の種類、金額、支払方法及び保証金返還の条件。</p> <p>(5) 直近5年間の全ての訴訟関連事件。</p> <p>(6) フランチャイジーに提供することができる条件と各種物品またはサービス、及び付加的条件と制限等。</p> <p>(7) フランチャイジーに教育訓練、指導を提供する能力の証明及び提供する教育訓練と指導の実際状況。</p> <p>(8) 法定代表者及びその他の主要責任者の基本状況及び所処勤歴の有無、これまで企業の倒産に対する個人が責任を負ったことがあるか否か(新条例ではこれを削除)。</p> <p>(9) フランチャイジーによって開示を求められているその他の情報資料。……</p>	<p>ゴ、特許、專有技術、経営モデルの概況</p> <p>(3) フランチャイズ料の種類、金額、支払方法(保証金を要求するか否か及び保証金の返還条件(新条例で追加)と返還方法を含む)</p> <p>(4) フランチャイジーに供する製品、サービス、設備の価格(新条例で追加)と条件</p> <p>(5) フランチャイジーに継続的に供与する経営指導、技術サポート、業務研修等の具体的な内容、供与方法、実施計画</p> <p>(6) フランチャイジーの経営活動を指導、監督する際の具体的な方法(新条例で追加)</p> <p>(7) フランチャイズ拠点の投資予算(新条例で追加)</p> <p>(8) 中国国内(新条例で追加)の既存フランチャイジーの数値、分布地域、経営評価</p> <p>(9) 最近2年間(新条例で追加)の会計事務所の監査済み財務会計報告書概要及び監査報告書概要</p> <p>(10) 最近5年間のフランチャイズ経営関連の訴訟及び仲裁(新条例で追加)に係る状況</p> <p>(11) フランチャイザーとの法定代表者の重大な違法経営記録の有無</p> <p>(12) 国務院商務主管部門が規定するその他の情報。</p>	<p>資料を交付しなければならないと規定している。同法第11条にある開示内容は以下の通り。</p> <p>(1) 加盟に際し徴収する加盟金、保証金、その他の金銭に関する事項</p> <p>(2) 商品の販売上の加盟店に対する条件</p> <p>(3) 経営指導関連事項</p> <p>(4) 使用を許諾する商標、商号その他の表示に関する事項</p> <p>(5) 契約期間並びに契約の更新及び解除に関する事項</p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外の経営運営省令で定める事項。</p> <p>また、「中小企業振興法実施規則」第10、11条を参考に出来る。注意すべきは、同法は小先業を対象としており、サービス業のフランチャイズ営業はこの制限を受けないという点である。</p> <p>なお、フランチャイズガイドラインでも情報開示を奨励している。具体的な事項は、主に加盟後の関連商品供給等を行う事項等の8項目がある。また、加盟者募集の際に販売と利益額を見積もる場合は、合理的な根拠ある算出と計算方法を準備し、かつこれも加盟者に開示しなければならない。</p> <p>また、業界団体の社団法人日本フランチャイズチェーン協会は業界の主旨基準を定めることでフランチャイズセンターとして社会的に認知されるため、協会由主導には実質的な拘束力があると考えられる。協会の定める情報開示事項は次の通り。</p>
	<p>第20条：</p> <p>フランチャイジーはフランチャイザーカーからの要求に従い、自身の経営能力に関する資料をありのまま提供しなければならない。それには資格証明書、資金信託証明書、財産証明書等が含まれる。フランチャイズ経営中は、フランチャイザーカーの要求に従い適時、運営状況に関する正確な資料等の契約で約定したものとのを提供しなければならない。(新条例ではこれを削除)</p>	<p>より具体的な規定は「商業特許経営情報開示管理制度」に基づき実施する。</p> <p>新条例ではフランチャイジーの情報開示関連の規定を削除</p>	

	<p>(1) 中小・先商業振興法で定められた法定開示事項に関して、フランチャイザーは、同法の適用がなされると否とに関わらず、法定開示事項を開示する。</p> <p>(2) 公正取引委員会のフランチャイズガイドラインに関しては、「フランチャイズガイドライン」に定められた事項について開示する。</p> <p>① フランチャイサーは、「フランチャイズガイドライン」に定められた事項について開示するか否かについては、各フランチャイサーの判断により行なう。また、予測するときは、根拠ある事実、合理的な算定方法等に基づいて行なうこと有必要である。</p> <p>(3) 自主的に定める開示事項</p> <p>① 加盟にあたっての注意事項</p> <p>② 経営理念・行動指針</p> <p>③ フランチャイサーの詳細</p> <p>ア、所在地の電話番号、FAX番号、URL</p> <p>イ、事業内容</p> <p>ウ、主要取引銀行（金融機関）</p> <p>エ、所属団体名</p> <p>オ、沿革、なお、フランチャイジー店1号店の開店日は必ず記載することとする。</p> <p>カ、組織図、なお、フランチャイジーの担当部署は必ず明示することとする。</p> <p>① 加盟店・直営店別売上高及び店舗数の直近4年間の推移を明示する。</p> <p>⑤ 次の事項については、(1)及び(2)項に該当する事項のほかさらに詳細を開示する。</p>
--	---

		ア、オープナーカウントに関する事項 イ、商品の販売条件に関する事項 ウ、経営指導に関する事項 エ、経営期間更新・解除に関する事項 オ、ロイヤリティに関する事項		
情報公開③フランチャイザーの商業秘密に対する保護	<p>第21条： フランチャイズ期間中及び契約期間終了後、フランチャイジー及び従業員はフランチャイザーフランチャイジーは、フランチャイズの商業秘密を他の許可なくしてフランチャイザーの商業秘密を開示、使用（新条例ではこれを削除）または他人に使用させてはならない。</p> <p>第22条： フランチャイザーとフランチャイズ契約を締結していないが、フランチャイザーから情報の開示を受けて商業秘密を知った者と申込者は、フランチャイザーの秘密を保持し、フランチャイザーフランチャイザーの商業秘密を開示または譲渡してはならない。</p>	<p>第18条： フランチャイザーの同意を経ずに、フランチャイジーはフランチャイズ経営権を第三者に譲渡してはならない。 フランチャイジーは自らが掌握しているフランチャイザーの商業秘密を第三者に漏洩するか、または他者が使用することを認めることはならない、</p> <p>「商業フランチャイズ経営情報開示管理制度」</p> <p>第7条： フランチャイザーはフランチャイジーに情報を開示する前に、フランチャイジーに対し秘密保持契約の締結を要求する権利を有する。</p>	<p>第19条第2款： 情報開示が不十分、または虚偽情報の提供によってフランチャイジーに経済的損失を与えた場合、フランチャイザーは賠償責任を負わなければならない。</p>	<p>「中小小売商業振興法」に基づき、フランチャイズ本部が情報開示の規定に違反した場合は以下の通り。 ①経済産業大臣がそのフランチャイズの経営者者が規定通り情報開示義務を履行していないと見なした場合は、當該経営者に行政勧告を発し、開通規定を遵守するよう求めることが出来る。 ②行政勧告を發した後も、フランチャイズ業務従事者が依然その行政勧告に従わないと認められた場合は、この事実を公示しなければならない。同法では規定違反について直接的な懲罰条項を設けていない。</p> <p>(新条例追加) フランチャイザーが情報を開示または虚偽情報を提供したときは、フランチャイジーはフランチャイズ契約を解除することができる。</p>
情報開示④違法開通既定の効果				

	定している重要事項について充分開示しないか、それによりフランチャイズ業務が実際よりも優良または有利であると誤認されるよう誘導した場合は、自身と取引する公正取引の関連規定（独禁法19条）に違反することになると指摘している。また、ガイドラインは本部が行う加盟店募集に関する取引行為について不公平な取引行為を構成するか否かについての判断基準を明確にしている。その種の行為が不正当な取引方法に当たると見なされた場合は、正當な手順を遵守することを前提に、必要な措置を講じて、関連行為の中止、関連契約条項の取消し、または関連する妨害行為の排除を要求できる。
情報開示⑤情報開示規定に違反した罰則	<p><u>第28条：</u> フランチャイザーが本条例第21条、第23条の規定に違反し、フランチャイジーが商務主管部門に通報し、その事実が確認された場合は、商務主管部門は是正を命じ、1万元以上5万元以下の罰金に処す。情状が深刻な場合は、5万元以上10万元以下の罰金に処し、かつ公告する。第29条：フランチャイズ経営の名目で他者の財産を詐取し、犯罪を構成した場合は、法に依り刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、公安機關が「中华人民共和国治安管理处罚法」の規定に従い処罰する。</p> <p>フランチャイズ経営の名目でマルチ販売行為を行った場合は、「マルチ販売禁止条例」の関連規定に従い処罰する。（本条項は新条例で追加）</p>
情報開示⑥開示文書の書面	<p><u>関連する条文は無し</u></p> <p>「商業フランチャイズ経営情報開示管理制度」第8条：</p> <p>情報開示に關し、日本政府は統一的な書式を定めない。但し、日本フ</p>

	<p>フランチャイザーがフランチャイジーに情報を開示した後、フランチャイザーは知り得た情報についてフランチャイザーに開示証明書（一式2部）を発行する。フランチャイジーが署名し、フランチャイジーとフランチャイザーがそれぞれ1部づつ保有する。</p>	<p>ランチドライズ協会が定めた開示文書背面を参考にすることができる。</p>
業界団体の役割	<p><u>第27条：</u> 各レベルの商務主管部門は当該行政地域内のフランチャイズ活動に対する管理と調整を指導し、地元の業界組織(商工会)の事業展開を指導しなければならない。 各レベルの商務主管部門はフランチャイザーとフランチャイジーに関する借用記録を作成し、速やかに規則に違反した企業の名簿を公表しなければならない。</p>	<p>開運する協会組織は国务院商務主管部門の指導の下、本条例の規定に従いフランチャイズ経営活動の規範を制定し、業界の自律を強化し、フランチャイズ経営活動当事者のために開運サービスを提供する。</p> <p><u>「商業フランチャイズ届出管理制度」第18条：</u> 国の業界団体は政府主管部門の企業届出事業に協力し、十分に業界団体としての調整機能を發揮し、業界の自律を強化しなければならない。</p>
	<p><u>第28条：</u> フランチャイズ協会(商工会)は本法律に基づいて業界規範を作成し、自立活動を展開し、フランチャイズ当事者に開運サービスの提供に努め、業界の発展を促進しなければならない。</p>	<p>日本チエーンストア協会ガイドライン及び電算。 目的(定款第3条)：チエーンストアの健全な発展と普及を図り、小売業の経営を改善することを通じて、わが国流通機構の合理化、近代化を促進するとともに、国民生活の向上に寄与する。</p> <p>会員資格(定款第5条)：一般会員：チエーンストアを営む小売業法人であって、1店舗以上または年商10億円以上の企業。賛助会員：協会の趣旨に賛同し、これに協力する企業。</p>

— JICA中国経済法・企業法整備プロジェクト — 「商事管理条例（仮称）」をめぐる立法討論を中心に

第2回市場流通法研究会（2005.12.15）		テーマ：商務部が制定作業中の商取引関連法の立法に関する諸問題（特に大規模小売事業者による優越的地位の濫用行為及び不当な販売促進行為に対する規制等）。	
1、「商取引関連法（仮称）」ドラフトへのコメント（流通政策の観点から）——渡辺達朗 教授		2、「商取引関連法（仮称）」ドラフトへのコメント（独禁法の観点から）——酒井草平 教授	
3、JICA専門家質疑応答——中川政直教授のコメント			
小売業者と納入業者の仕入れ取引の管理規則 (意見を求めるための原稿) の関連条文	小売業者と納入業者の公平取引管理規則 の関連条文	小売業者と納入業者の公平取引管理規則 の関連条文	専門家のコメント
<p>第3条：</p> <p>本規則で言う「小売業者」とは、法律に依拠して、工商行政管理局で登記を行い、消費者に商品を販売し、相応しいサービスを提供する企業およびその支店・支部、自営工商業者を指す。</p> <p>本規則で言う「納入業者」とは、小売業者に商品と相応しいサービスを直接提供する企業およびその支店・支部、自営工商业者を指す。製造業者、取次販売業者やその他の仲介業者を含む。本規則に言う「仕入れ取引」とは、小売業者が仕入れると販売・代理販売・代理購入・共同経営などの方式で商品を販売する際に、納入業者との間に発生する関連取引関係を指す。</p>	<p>第3条：</p> <p>本規則でいう小売業者とは、法に依拠して、工商行政管理局で登記を行い、消費者に商品を販売し、年間売上高（チーン店の売上高が含まれる）が1,000万元以上（金額限定）の企業およびその支機構を指す。</p> <p>本規則でいう納入業者とは、小売業者に直接商品および相応するサービスを提供する製造業、代理店、その他仲介業者を含めた企業およびその支所、個人経営の小商工業者を指す。</p>	<p>小売業者と納入業者の不公平取引の規制</p> <p>第5条：</p> <p>小売業者と納入業者が、その取引において商務主管部門および工商行政管理局の推薦する契約書の雛形を採用することを奨励する。</p>	<p>小売業者と納入業者の不公平取引の規制</p> <p>第8条：</p> <p>納入業者が小売業者に商品を提供する際、双方は契約を締結し、商品の品種・数量・品質・価格・包装方式・運送方式・商品検査とそれに基づいての引取基準・商品返却条件・代金支払い期限・支払い方式・品切れの際の責任・契約解消条件・違約責任・争議を解決するための方針などの内容を明確に定めねばならない。（新法では契約の具体的内容に関する規定は削除）</p> <p>契約成立後、双方は契約を全面的に履行し、仮に変更の必要がある場合には、双方が協議し、一致に至らねばならない。</p>

		第12条： 契約上に別に定めた約定以外に、納入業者はその提供する商品に対して検査証明を提出しなければならない；その提供する商品が、法定検査検査輸入商品である場合、納入業者は小売業者に対して、相応する検査検査費用も提供しなければならない。 小売業者が検査証明に異議を唱げ、商品を新たに検査する場合、契約上に別に定めた約定以外に、品質認定の専門検査機関を通じて検査に出し、検査費用はその検査機関の合法的な領收証書を証拠としなければならない。検査の結果、商品が合格の場合には、小売業者が検査費用を負担する；商品が不合格の場合には、納入業者が検査費用を負担する。	新法では検査費用に関する規定は削除	項目をあまり複雑にすると、契約コストの上昇をもたらし、結果として取引の効率を落とすのではないかとの懸念もある。
		第16条： 販売促進活動によって発生する費用とリスクについて、小売業者は納入業者と合理的に分担しなければならない。 契約上で別に定めた約定以外に、小売業者が販売促進サービス費を受取る期間は、営業許可証の取得後でなければならず、かつまた相応しいサービスを提供する前の30日よりも早くではなくない。(期限は新法では削除)	第11条： 販促サービス費の受領後、小売業者は契約の約定に照らし、納入業者に相応のサービスを提供しなければならず、勝手にサービスを中止またはサービス基準を低下させではなくない。小売業者が納入業者に対するサービスを完全に提供しない場合は、納入業者に対し未だ提供していない部分の費用を返還しなければならない。	取引上優越した地位にある小売業者が行えなれば不适当な地位運用行為となる可能性があるが、一般的に取引条件の履行に30日等の期限を規定することは違和感がある。
		小売業者が商品代金を直接に割り引く方式で販売促進サービス費を受取る場合、納入業者に対して事前に代金割引計算書の各項の明細なデータを提供しなければならず、また納入業者の書面での同意を得て初めて、代金を割り引くことができる。	第12条： 小売業者は受領した販促サービス費を記帳し、納入業者に領収書を発行し、規定通りに納税しなければならない。	(一) 及び (二) に関する業務でも、優越的な地位にある事業
		第19条： 納入業者が販売促進サービスのために、小売業者	第8条： 小売業者は納入業者に小売業者の売り場に從	

	<p>者の経営場所に人员を派遣する場合、納入業者と小売業者は契約を締結し、派遣する人员の業務内容・業務時間・業務期限・給料の支払い・人员管理制度を制定しなければならない。</p> <p>小売業者は、納入業者が派遣した人员に対しても、納入业者が提供した商品とは無関系なその他の業務に従事するよう要求してはならない。ただし以下の場合は、この限りではない。</p> <p>(一) 経営場所の消防・治安管理あるいは緊急状況処理に關係する業務；</p> <p>(二) 消費者に対する統一的な情報提供やヘルプ；</p> <p>(三) 契約上で別に約定を結び、かつ小売業者が必要経費を負担する、その他の業務。</p>	<p>業員を派遣し、サービスを提供することを要請してはならない。ただし、以下の場合を除く。</p> <p>(1) 紳入業者が同意し、かつ納入業者の派遣員が当該納入業者の納入する商品に関連する販売サービスのみを行いう場合。</p> <p>(2) 紳入業者と協議のうえ、納入業者の派遣員の業務内容、労働時間、業務期間等の条件について合意し、かつ派遣員に掛かる費用を小売業者が負担する場合。</p>	<p>者が納入業者に対して過大な責任を負わせるので、全く問題がないとまでは言い切れない。</p> <p>流通業の一一般的分業からすると、納入業者の職責は小売業者を提供し、小売業者は消費者への商品販売に責任があり、小売業者は納入業者に対して販売促進員を派遣させ、販売促進サービスの提供をさせなければならない。</p> <p>納入業者が販売促進員の派遣に同意し、報酬を支払う場合は、販売促進員の業務目的はある特定の商品の販売を担当する。しかし実際には、一部の小売業者は統一的な管理を理由に在庫整理や貨物の運搬といった本業と関係ない業務に従事させ、販売促進員と納入業者に対する負担を増大させ、公平の原則に違反している。</p>
	<p><u>第21条：</u> 小売業者は、以下のような行為により競争を制限してはならない：</p> <p>(一) 纳入業者が消費者に対して直接に商品を販売する際、その価格は小売業者の販売価格と同程度にも、あるいはそれ以下にもならないよう納入業者に要求すること；</p> <p>(二) 取引条件の変更・取引への不参加・取引の断絶などによって納入業者を脅迫し、納入業者が一定の地域において、小売業者と競争関係にある別の小売業者に商品を提供しないよう要求すること；</p> <p>(三) 取引条件の変更・取引への不参加・取引の断絶などによって納入業者を脅迫し、納入業者の特定の小売業者に対する商品の提供</p>	<p><u>第7条：</u> 小売業者は下記の公平競争を妨げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 纳入業者が直接消費者や他の経営者に商品を販売する際の価格を制限する。</p> <p>(2) 纳入業者が他の小売業者に商品またはサービスを供給することを制限する。 (新法では取引形態ごとに整理されている)</p>	<p>(意見募集中の)(二)と(三)は、行為類型として重複する部分があるのではないか。</p>

	(四) 处罰やその他の責任の強化によって納入業者を脅迫し、納入業者がその他の小売業者に対して、更に有利な卸売価格で商品を提供しないよう要求すること；	新法では削除	(本条文の規定は) 刑法上で 禁ずべき不正行為、業界団体が ルール化すべき不正行為では ないが、自主的に規制すべき行 為などが必要一體となつてお り、もう少し整理が必要な印象 を受ける。
	<u>第23条：</u> 納入業者・小売業者は適切な監督管理制度を樹立し、関係者が商品の仕入・販売の過程で収賄貪利行為を行うことを禁止しなければならない。司法機関の判定あるいは行政機関の法術に依拠した認定を受けるまでは、いずれの一方も、相手側の関係者が自分側の関係者に対して実施した賄賂を理由に、相手側に違約責任をとるよう要求してはならない。	新法では削除	チーン店系の小売業者には、現在の店舗に商品を供給している納入業者を新店舗の商品の仕入れに参加させるか否か、自主的に選択する権利がある。現在の店舗の小売業者は、如何なる手段によつても強制してはならない；チーン店系の小売業者には、現在の店舗に商品を提供している納入業者を、新店舗の商品の仕入れに参加させるか否か、自主的に選択する権利がある。現在の店舗の納入業者は、如何なる手段によつても強制してはならない。
	<u>第24条：</u> チーン店系の小売業者が新店舗を開設する際、現在の店舗に商品を提供している納入業者には、その新店舗の商品の仕入れに参加するか否か、自主的に選択する権利がある。チーン店系の小売業者は、如何なる手段によつても強制してはならない；チーン店系の小売業者を、新店舗の商品を提供している納入業者を、新店舗の商品の仕入れに参加させるか否か、自主的に選択する権利がある。現在の店舗の納入業者は、如何なる手段によつても強制してはならない。	新法では削除	チーン店系の小売業者には、現在の店舗に商品を供給している納入業者を新店舗の商品の仕入れに参加させるか否か、自主的に選択する権利がある。現在の店舗の納入業者は、如何なる手段によつても強制してはならない；チーン店系の小売業者を、新店舗の商品を提供している納入業者を、新店舗の商品の仕入れに参加させるか否か、自主的に選択する権利がある。現在の店舗の納入業者は、如何なる手段によつても強制してはならない。
	<u>第25条：</u> 小売業者が仕入れ・販売方式によって商品を販売する場合、納入業者が毎日補充する商品には商品代金を支払わなければならない；消費の早い商品に対しては、商品の仕入れから45日以内に納入業者に商品代金を支払わねばならない；その他の商品に対しては、双方が商品代金の支払い期限を定めることができる。ただし、支払い期限は商品の仕入れから75日よりも遅くなつてはいけない；双方が商品代金の支払い期限を明確に定めていない場合、小売業者は商品の仕入れ後45日以内に納入	新法では削除	支払期限を妥協に規定するべきではない。日本の下請法の場合でも、商品の納入時点からの支払期限は60日以内である。下請法のこの規定は、支払者が取引上優越していることが前提となる上に、国会で可決された法律であつて、日本では行政官の規則でこの上うな規制を行ふことはできない。
	<u>第14条：</u> 小売業者は納入業者と商品属性に基づき契約書に代金支払い期限を明確に約定しなければならない。ただし、約定する支払い期限は最長でも商品受領後60日を超えてはならない。	新法では削除	支払期限を妥協に規定するべきではない。日本の下請法の場合でも、商品の納入時点からの支払期限は60日以内である。下請法のこの規定は、支払者が取引上優越していることが前提となる上に、国会で可決された法律であつて、日本では行政官の規則でこの上うな規制を行ふことはできない。

	<p>業者に商品代金を支払わねばならない。 (新法では上の期限は削除) 本規則で言う「消費の早い商品」とは、消費者の消耗が比較的早く、たえず重複して購入する商品を指す。食品・飲料・酒類・個人用衛生用品・煙草などの日常用品を含む。 第26条契約で別に定めた約定以外に、小売業者が代理販売・代理購入・共同経営など的方式で商品を販売する場合、商品の販売後30日以内に納入業者に商品代金を支払わねばならない。(新法では60日に)</p>	<p>新法では削除</p> <p><u>第27条:</u> 小売業者が自身の原因で、納入業者に対する商品代金の支払いが遅れた場合、銀行の同時期の貸付利率に基づいて納入業者に滞納金を支払わねばならない。</p> <p><u>第30条:</u> 小売業者・納入業者のいざれの一方でも、契約を繰上げ解消する場合、法律規定あるいは事前に定めた条件に合致しなければならない。契約上で別に定めた約定以外に、契約の解消を申し出た一方は、30日前に書面にて相手方に通知しなければならない。</p> <p><u>第31条:</u> 契約を繰上げして解消する、あるいは契約終了時に再度契約を締結しない場合、既に販売した商品が納入業者側の原因で品質に問題があつた際には、納入業者が適切な法律上の責任を負わねばならない。</p>	<p>これらの規定は民法や商法に基づいて当事者間で解決すべきことであり、行政規則と混然一体にすべきではない。もう少し整理が必要な印象を受ける。</p>
--	--	--	---

中国「小売業者の販売促進行為の管理規則」新旧条文対照表
— JICA中国経済法・企業法整備プロジェクト— 「商取引関連法（仮称）」をめぐる立法討論を中心にして

第2回市場流通法研究会（2005.12.15）		テーマ：商務部が制定作業中の商取引関連法の立法に関する諸問題（特に大規模小売事業者による優越的地位の濫用行為及び不当な販売促進行為に対する規制等）。	
1、「商取引関連法（仮称）」ドラフトへのコメント（流通政策の観点から）——渡辺達朗 教授		2、「商取引関連法（仮称）」ドラフトへのコメント（廃禁法の観点から）——酒井卓平 教授	
3、JICA専門家質疑応答——中川政直教授のコメント			
討論問題	「小売業者の販売促進行為の管理規則」意見を求めるための原稿（2005.11）	「小売業者の販売促進行為の管理規則」（2006.10.15施行）	JICA専門家のコメント
①「販売促進」の定義について	<p>第3条：</p> <p>本規則にいう「小売業者」とは、法律に依拠して、工商行政管理局で登記を行い、消費者に商品を直接販売し、相応しいサービスを提供する（新法では削除）企業およびその支店・支部、自営工商業者を指す。</p> <p>本規則にいう「販売促進」とは、小売業者が消費者を引きつけ、販路を拡大するために展開する各種の（新法では削除）マーケティング活動を指す。</p>	<p>第3条：</p> <p>本規則にいう「小売業者」とは、法律に依拠して、工商行政管理局で登記を行い、消費者に商品を直接販売する企業およびその支店・支部、自営工商业者を指す。</p> <p>本規則にいう「販売促進」とは、小売業者が消費者を引きつけ、販路を拡大するために展開するマーケティング活動を指す。</p>	<p>日本の「景品・表示法」に相当する管理規則とを考えられるが、「販売促進行為」の定義が抽象的で、かなり広い範囲の行為が対象になり、小売業者の目的的な活動を阻害する可能性がないか懸念される。もう少し限定的な定義が必要ではないか。</p>
②具体的な販売促進行為の規則について	<p>第17条、第18条：</p> <p>割引・値下げ・特価（別添資料を参照）</p> <p>第19条：</p> <p>在庫整理・建物の取り壊しによる販売促進活動（別添資料を参照）</p> <p>第20条：</p> <p>小売業者は期間限定の特価販売活動を展開するにあたり、商品がその（期限限定の）期間中、十分に提供できるよう保証しなければならない。</p>	<p>第11条：（別添資料を参照）</p> <p>第16条：（別添資料を参照）</p> <p>第14条：</p> <p>小売業者は期間限定の販売促進活動を開催するにあたり、商品がその（促進販売）期間中、十分に提供できるよう保証しなければならない。</p>	<p>いくつかの行為に関する規則は、かなり細部にまで及んでいますが、それらは政府の規則によってではなく、業界における民間レベルの規制——日本では業</p>

先活動を展開するにあたり、活動に参加する店舗は数量限定商品の各店舗の分配数を消費者に明示しなければならない。

第22条：

小売業者はサービス券による販売促進活動を展開するにあたり、サービス券を使用できる商品の範囲・使用期限・使用規則などを消費者に明示しなければならない。
小売業者は、消費者が必ず一定額の人民元を支払い、その後で初めて一定額のサービス券を使用するよう要求してはならない。

第23条：

消費者はサービス券を入手してから、サービス券による販売促進活動の終了後 10 日以内の間、均しくサービス券を使用する権利を有し、サービス券で購入できる商品をサービス券で入手する権利を有する。
(以上 2 条文は新法では削除)

第24条：

賞品による販売促進(別添資料を参照)

第25条：

小売業者は競引き方式の賞品による販売促進活動を展開するにあたり、籤のあたる確率・賞金額(あるいは賞品名称・数量・規格・品質レベル)・賞品への引き換え期間と方式などの事項を明示しなければならない；小売業者は贈り物による販売促進活動を展開するにあたり、消費者に対して贈り物の名称・数量・規格・品質レベルを明示しなければならない。

第26条：

小売業者は賞品・贈り物に対しても、賞品販売と同等な責任と義務を負わねばならない。ただし賞品・贈り物と販売商品を事前に明確に区分し、またその品質保証や販売後の

り、数量限定商品の各店舗の具体的な数量を明示しなければならない。数量限定の販売促進活動は、販売促進商品の販売終了後、即座に明示しなければならない。(新法に追加)

草案 22、23 条は新法では削除

界レベルで公正取引協議会を組織し「公正競争規約」を策定一のようもものでルール化した方がいいのではないかとの印象を受ける。

草案 13 条：(別添資料を参照)

草案 25、26 条は新法では削除

中川教授：賞品提供に関する、日本では提供の仕方に応じて規制内容が異なり、賞品規制の水準は、緩和される傾向にある。

サービスについて消費者に特別に説明している場合は除外する。(以上2条文は新法では削除)

第27条：

小売業者はがポイント制の優待カードによる販売促進活動を展開するにあたり、ポイント獲得方式・ポイントの有効期間・同カードによる優待・利益返還の割合(新法では削除)などの内容を消費者に事前に明示しなければならない。

第15条：

小売業者はポイント制の優待カードによる販売促進活動を展開するにあたり、ポイント獲得方式・ポイントの有効期間・同カードによる優待など開示する内容を事前に明示しなければならない。

消費者ががポイント制の優待カードを作成した後、小売業者は既に明示した上記事項を変更してはならない。ただし消費者の権益を増加させる場合は例外とする。(新法に追加)

流通政策の観点から：
③ 削減について

第23条：

小売業者が本規則規定に違反し、それが法律規則に規定されている場合は、その規定に従うものとする：規定がない場合は、訂正を命令し、違法所得がある場合は、違法所得の3倍以下の罰金に処することができる。ただし、最高で3万元を超えないものとする。違反所得がない場合は、1万元以下の罰金に処することができ、公告も可能である。(新法に追加)

違反行為を防ぐための担保として、罰則等をどのようにして考えているのか。
違反行為を防ぐため、行政庁の排除命令に従わなない事業者に対する行政命令に与えることは必要である。(日本でもBSEがらみの不当表示事例でその必要性が痛感された)。

独禁法の観点から：
① 削減について

第21条：

各地の商務、公安(新法では削除)・商務・税務・工商・品質検査(新法では削除)などの部門は、法律・法規および関連規定に基づき、各自の職責の範囲内で販売促進行為に対し監督管理を行う。犯罪の疑いがある行為に対しては、公安機関が法律に依拠して調査・処理を行う。(新法に追加)

独占禁止法的規制(品質表示法的規制も含む。)は、独占禁止法の施行官府に主管させるべきである。不当表示規制については、市場における情報の非対称性(取引参加者の間で、例えばメーカーと消費者の間で商品内容や取引条件に関する情報量に格差が生じるとき、市場メカニズムは十分機能しない。)を補正する政策手段として意義を有しているところから、運用主体をより広範なものとする必要があり、その意味

第31条：

小売業者・卸売業者が本規則の関連規定に違反している場合、如何なる機関・個人も均て、如何なる機関・個人も均しく、上述の部

第22条：

本規則規定に違反している行為に対し

	<p>しく、小売業者の所在地の価格・商務・税務・工商・品質検査（削除）などの部門に告発することができる。告発を受けた部門は、その告発を認め、またその告発者に対して秘密保持の義務を負う。（新法では削除）告発調査を行い、法律に依拠して即座に告発事項が、その部門の調査・処理の範囲に属さない場合、関連部門がその告発状況を調査・処理するよう、即座に転送しなければならない。</p> <p>告発された人間は、如何なる方式をもっても、告発者に対して打撃的報復を受けてはならない。（新法では削除）</p>	<p>門に告発することが可能である。関連機関は告発を受けた後に、法律に依拠して調査・処理を行わなければならない。</p>	<p>で、業種監督官庁や地方（自治的）行政官庁に規制権限を与えるべきであるが、補助的なものには止めべきである。業種監督官庁は消費者利益に対する志向性が弱いからである。</p>
独禁法の觀点から：	<p>③ 不当表示について</p>	<p>第8条：</p> <p>小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、販売促進の理由・方式・規則・期限・販売促進商品の範囲および開延する付加的条件などの具体的な情報をおおむね開示する。経営場所の目立つ位置に提示して、消費者に明示しなければならない。</p> <p>既に公に明示した以前の事項に対して、法律・法規および本規則の規定に違反する以外は（新法では削除）、小売業者は販売促進活動の期間を変更してはならない；小売業者がが法律・法規および本規則の規定に違反するため以前の事項を変更し、それがが原因で既に商品を購入した消費者に損失を与えた場合は弁償しなければならない。（新法では削除）</p>	<p>中國の不当競争防止法には、不当表示規制のための規定が存するが、これらの規定との関係がどうなるのか、調整が必要となるのではないか。</p> <p>不当表示規制については、情報の非対称性を補正する政策手段として意義を有している。</p>
		<p>第7条：</p> <p>小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、経営場所の目立つ位置に販売促進内容を明示しなければならない。同内容には販売促進の理由・方式・規則・期限・販売促進商品の範囲および開延する制限条件などが含まれる。（新法に追加）</p> <p>販売促進活動に参加しないカウンターあるいは商品については、その旨を明示し、店舗全体での販売促進活動であると宣伝をしてはならない（草案9条の第2款に相当）。例外商品や、制限条件、附加条件のある販売促進規則を明示する際には、その文字や図面を明確にしなければならない（新法に追加）。</p> <p>小売業者は販売促進活動を展開した後、明示した期間内に販売促進内容を変更してはならない。ただし不可抗力による変更は例外とする。（新法に追加）</p>	<p>「環境に優しい」という表示は商品にそのまま実態を伴つていけなければ不當表示として規制すべき場合もあり得るが、「泰晤</p>
		<p>第9条：</p> <p>小売業者は販売促進活動で宣伝を行う際、その宣伝は眞実・合法・明快・明白でなければならぬ。曖昧で、誤解を惹き起こし合法・明快で、分かりやすくなければならぬ</p>	<p>基6条：</p> <p>小売業者は販売促進活動で広告およびその他の宣伝を行うにあたり、その内容は眞実・合法・明快で、誤解を惹き起こし合法・明快で、分かりやすくなればならぬ</p>

やすい言葉や文字を併用してはならない。センターあるいは商品については、その旨を明示し、店舗全体での販売促進活動などの名称で宣伝をしてはならない。(新法7条第2款に相当)

第10条:

小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、書式契約・通知・声明・店舗内告示など的方式(新法では削除)、あるいは最終解釈権の保留という名目で、消費者の合法的権益を損なう、消費者に対して不公平・不合理な限定をしてはならない。(新法では削除)(新法6条後半に相当)

関連条文なし。

い。図解を惹き起こしやすい言葉や文字、図面、映像(新法に追加)を使用してはならない。最終解釈権という名目を残して、消費者の合法的権益を損害してはならない。(草案10条に相当)

第10条:

小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、書式契約・通知・声明・店舗内告示など的方式(新法では削除)、あるいは最終解釈権の保留といふ名目で、消費者の合法的権益を損なう、消費者に対して不公平・不合理な限定をしてはならない。(新法では削除)

関連条文なし。

らしい贈り物」といった単なるムード的な表示まで規制対象にするなど表現の自由を侵しかせるので、放置しても差し支えないのではないかと思う。

第10条:

小売業者が販売促進活動を展開するにあたり、正札をつけて値段を表示し、価格や価格表を整え、値札の内容を真実かつ明確なものとし、はっきりした文字で書き、商品化を正しく付け、表示を目立たせねばならない。値札よりも値段を吊り上げて販売してはならない。明示していない場合には如何なる費用も、もらってはならない。(新法に追加)

第12条:

小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、販売促進賞品(くじ付き賞品や贈り物を含む)(新法に追加)の品質や購入後のサービスレベルを下げてはならない。品質の不適格な物品を賞品や贈り物にしてはならぬ(新法に追加)。

草案13条は新法では削除。

第12条:

小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、販売促進商品に対して、商品の品質や購入後のサービスレベルを下げてはならない。販売促進商品は人身・財産の安全要求に合致しなければならない。国家が販売促進商品に対して強制的基準あるいは強制的認証を要求する場合、販売促進商品は関連規定に合致しなければならない。(新法では削除)。

第13条:

小売業者は販売促進方式によって、品質に問題はあるが、正常な使用には影響を及ぼさない商品を販売する場合、その旨を消費者に

事前に明示しなければならない(新法では削除)。

第24条：

小売業者は賞品による販売促進活動を開催するにあたり、賞品や贈り物の価値を捏造し、「豪華らしい贈り物」など(新法では削除)曖昧な言葉や文字で消費者に誤解させ定に違反する物品を、賞品や贈り物にしてはならない。(新法では削除)

第14条：

小売業者は販売促進活動において、他の物や質物を泥寄せた商品、質物を本物と偽った商品、二流品を一流品と偽った商品、生産製造業者・製造業者の住所・生産期日のない商品、変質した商品、期限を過ぎた商品を販売してはならない。不合格商品を合格商品と偽ってはならない。商品の数量や重量を減らしてはならない。(新法では削除)

第13条：

小売業者は賞品による販売促進活動を開するにあたり、賞品や贈り物を展示しなければならない(新法に追加)。賞品や贈り物の価値を捏造し、曖昧な言葉や文字で消費者を誤解させてはならない。

草案14条は新法では削除

④ 同業者協会の役割
について

同業者協会が商業小売企業の信用記録をつくり、自律性を強化するよう奨励し、小売業者が頻度も適切な販売促進活動を展開するよう指導する。

第30条：

同業者協会が商業小売企業の信用記録をつくり、自律性を強化するよう奨励し、小売業者が頻度も適切な販売促進活動を展開するよう指導する。

細部にわたる規律を、業界における民間レベルの規制——「公正競争規約」を業界に策定させ、同業界で組織する公正取引協議会により運営させる——に委ねることには、基本的に賛成であるが、規約等のルールの適用に当たっては、ルールがカルテル化し、価格等の競争を制限することがないよう主管官庁は十分監督する必要がある。

第19条：

同業者協会が商業小売企業の信用記録をつくり、自律性を強化するよう奨励し、小売業者が合法・公平・誠実、信用ある販売促進活動を展開するよう指導する。

第9条：

小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、整った内部価格管理記録を作り、販売促進活動の前と期間中の価格情報を如実に、正確に、適切に保管し、法律に依拠して価格主管部門の(新法では削除)監督検査を受けなければならない。

第16条：

小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、専用の価格記録を作り、販売促進活動の前と期間中の商品価格情報を如実に記録し、適切に保管し、法律に依拠して価格主管部門の(新法では削除)監督検査を受けなければならない。

価格についての表示を規制する場合、くれぐれも價格競争を制限することのないよう慎重に行うべきである。
商品の原価を表示させることとは、價格競争を制限するので、好ましくない。原価は重要な事

	<p>第17条： 小売業者は割引・値下げ・特価（本文より削除）の販売促進活動を展開するにあたり、割引・値下げ・特価の理由や期間を明確に表示し、また商品の原価を明示しない、あるいは（新法では削除）原価を虚偽に表示する場合、価格诈欺と見なす。</p>	<p>第11条： 小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、捏造した原価を利用した割引、あるいは誤解を与える表示価格法や価格手段による欺瞞、消費者の商品購入の誘導をしてはならない（新法に追加）。</p>	<p>業者の私蓄であり、それが秘められていることによって、市場における価格競争が可能になる。誰も、ボーカーをするときには見せ合ってゲームをすることはないであろう。日本では1977年になされた廃法改正の原案（試案件子）の中に、同調値上げを命じる案が含まれていてが、仙格競争が含めることになると、独占禁止法改正案に盛り込まれなかつた経緯がある。</p>
	<p>第18条： 小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、その販売促進商品の表示価格は、その販売促進活動以前にその経営場所で表示していた価格よりも高くてはならない。（新法では削除）</p>	<p>草案 18条は新法では削除</p>	
	<p>獨禁法の観点から： ⑥ 販売促進活動の期間について</p>	<p>第19条： 小売業者は、虚偽の在庫整理・建物の取り壊しによる立ち退き・休業・転業・破産（新法では削除）などの事由で、販売促進活動を展開してはならない。在庫整理・建物の取り壊しによる立ち退き・休業・転業・破産などの事由で、販売促進活動を展開する場合、販売促進活動の期間は30日を超えてはならない。（新法では削除）</p>	<p>第16条： 小売業者は在庫整理、建物の取り壊しによる立ち退き、営業停止（新法に追加）、休業、転業などの理由を捏造し、販売促進活動を開拓してはならない。</p>
JICA 専門家質疑応答 ① 規則の移行性について		<p>関連条文なし</p>	<p>「小売業者の販売促進行為の管理規則」には、独占禁止法で規制すべき問題が多數含まれており、独占禁止法ができるまでの暫定規定である旨を明確にするため、時限立法とすることを検討すべきだ。</p>
JICA 専門家質疑応答 ② 設備の安全管理について	<p>第7条： 小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、適切な安全管理（新法では削除）設備</p>	<p>第5条： 小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、適切な安全設備と管理制度を備え、消</p>	<p>中国業界団体：施設の安全管理に関する規定があるが、これが上層部ではなく保安当局が管理す</p>

	<p>と管理措置を備え、消防安全通路が問題なく通れるよう、確保しなければならない。開業・祝祭日・店の記念日・特定のテーマについての販売促進活動に付隨する商品購入（新法では削除）など、規模の比教的大きい、あるいは治安問題を惹き起す可能性のある（新法では削除）販売促進活動に対し、小売業者は詳細で綿密な安全応急案を制定し、良好な人身傷害や財産の損失を防止しなければならない。（新法に追加）</p>	<p>防安全通路が問題なく通れるよう、確保しなければならない。開業・祝祭日・店の記念日など規模の比教的大きい販売促進活動に付隨する商品購入（新法では削除）など、小売業者は詳細で綿密な安全応急案を制定し、良好な購買秩序を保障し、販売促進活動による交通渋滞、秩序の混亂、疾患の伝染、人身傷害や財産の損失を防止しなければならない。（新法に追加）</p>	<p>るべきではないか。</p>
JICA 専門家質疑応答 ③ 届出制度について	関連条文なし	第20条：	中国業界団体：届出の規定があるが、現実に多數の届出に対応できるのか。（要確認） 中国側：規則案に関する説明で、届出できるのは、3000㎡以上の店舗と規定された。
その他	第11条：	一店舗の営業面積が 3000 平方メートル以上のお小売業者が、新店開業・祝祭日・店の記念日などの名目で販売促進活動を行う場合、販売促進活動の終了後 15 日以内に、明示した販売促進内容を経営場所の存在する県级以上（県級を含む）の商務主管部門に報告し、記録に残さねばならない。（新法に追加）	第8条： 小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、その販売促進商品（くじ引き賞品や贈り物を含む）（新法に追加）は法律に依拠して納税しなければならない。
	第15条：	小売業者は販売促進活動を展開するにあたり、その販売促進商品は法律に依拠して納税しなければならない。	第18条： 小売業者は販売促進を理由に返品を拒絶、あるいは消費者の返品妨害をしてはならない。
	第28条：	販売促進活動の期間あるいはその終了後、消費者が品質など正当な原因によって、購入した商品の返品を要求する場合、小売業者は関連規定に基づいて返品を認めなければならない（新法では削除）。販売促進を理由に返品を拒絶してはならない。返品妨害となることを設置して、返品のための手続きを複雑にしてはならない。	第17条： 消費者が販売促進商品の領収書や購入証書の提供を求めた場合、小売業者は作成しな

ければならず、拒否してはならない。
小売業者は消費者が購入した商品の金額
が少ないと理由に、領収書の作成を拒否
してはならない；領収書を作成する際、(新
法では削除) 消費者に購入した商品以外に他
の費用を負担するよう要求してはならない。
第29条：
小売業者は、消費者が人民元1角以下の小
銭のおつりを返して寄越した場合、如何なる
理由があろうとも、それを拒否してはならな
い。(新法では削除)

(新法に追加) 作成しなければならず、消費
者に購入した商品以外に他の費用を負担す
るよう要求してはならない。

草案 29 条は新法では削除

評価グリッド(1/5)

【別添3】

項目	評価指標	判断基準・方法	必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
項目	大項目	小項目				
1 妥当性	1-1 必要性	・中国の開発政策との整合性 ・ターゲットグループのニーズとの合致度 ・日本の援助政策・JICA国別事業実施計画との整合性	・中国の市場経済化における立法政策 策 ・全人代立法計画 ・実施機関コメント ・全人代立法計画	・事前評価報告書 ・全人代立法計画 ・実施機関コメント ・経済産業省技術協力課 ホームページ資料 ・外務省国別援助計画	・資料レビュー ・インタビュー	第10期全国人民代表大会立法計画(2003～2006年)において、今回の対象法例である公司法、廃止修正法が緊急性のある第一項に分類されている他、市場流通関連法分野については、町工加盟確定件の施行期限が迫っていることから、本プロジェクトの妥当性は高い。
	1-2 手段の適切性	1-1(1) 立法支援におけるターゲットグループの選定の適正性 1-1(2) 日本のノウハウの優位性	・草案の起草(主管部門)、審査(国务院)、審議(全国人大)、解釈・執行(人民法院)関係者の参加状況	・研究会、訪日研修 の中国側参加者の内訳 (別添CP配置一覧表)	・資料レビュー ・研究会報告書、訪日研修資料等	2001年10月に外務省が策定した「対中國経済協力計画」の重点分野・課題別経済協力指針の一つに「法の支配や行政における透明性・効率性の向上」を含む「改革・開放支援」が位置づけられた。従って、本プロジェクトの妥当性は高い。
1-3 その他	中間評価以降のプロジェクト環境(政策、経済、社会等)の変化	日本側の協力要請背景 日本の法の発展過程	中国側の協力要請 背景 日本の法の発展過程	事前調査報告書 商務部等関係機関	・資料レビュー ・インタビュー	セミナー、研究会、訪日研修に参加したメンバーは中国側CPおよび終与機関における法系の起草担当者あるいは執行担当者であり、ターゲットグループの選定は極めて適正であった。
	妥当性の総合評	本プロジェクトは研究会・セミナー開催及び訪日研修員の受け入れを通じて立法・審議及び法令の適用・執行にかかる中国側関係者に対し、同項の立法計画に	環境変化の有無、 変化の内容	商務部等関係機関	・資料レビュー ・インタビュー	中国の社会主义市場経済体制において、政府主導の市場秩序構築は戦後高度成長期に日本が経験した政策方針に類似している側面があり、今後の市場の成熟に伴う規制緩和の経験も中国側にとって参考になるものであった。このような経験は欧米諸国には存在せず、日本の特異性を生かしたノウハウが提供された。

		則つて草案に対する立法動向及び関連する日本の法制度等の紹介を行った。本プロジェクトにおいて採用した「比較法研究」聖手法は起承から立派化過程まで全てのプロセスについて中国側の法律専門家の理解を深めることを通じて、中国の現状に合致した法律が策定され、中国の人口情勢に貢献する点で頗るかづ妥当性の高いものであった。
--	--	--

評価グリッド(2/4)

		評価範囲		判断基準・方法	必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	項目	大項目	小項目					
2 有効性	2-1 プロジェクト目標の達成			実績(成果)	・実績表	・資料レビュー	プロジェクト目標の達成状況及びプロジェクト目標とアウトプットの関連から見て、プロジェクトの有効性は相当に高いと判断できるものの、当初予想されていなかった外部条件へ対応するため、プロジェクトの一部が実施されなかった。	
	2-2 因果関係(全サブプロジェクト)	2-2-(1) 成果はプロジェクト目標を達成するため十分であったか	・起草チームの参加状況 ・研究会・研修参加による評価表 ・研究会・助言研修参加者の理解度・満足度	実績(成果) ・研究会・研修参加 ・研究会・助言研修参加者による評価表 ・研究会・助言研修参加者の理解度・満足度	・研究会報告書、訪日研修資料等 ・研究会・助言研修参加者	・資料レビュー ・インタビュー	プロジェクトは、プロジェクト目標の達成に向けて順調に進捗している。研修参加者に潜伏された知見は、その後も所属機関において活用され続けており、高い評価を受けている。	
	2-2-(3) プロジェクト目標達成の貢献・阻害要因			・知識移転内容と研修カリキュラム ・関係者の意見 ・協議事録	・商務部等関係機関 ・専門家 ・モニタリング報告書	・資料レビュー ・インタビュー	特に中国側参加者による資料の量、内容、翻訳の質は高く評価され、満足度が高い。	
有効性の総合評価				プロジェクト目標と設定されたアウトプットは適切に関連し、アウトプットに応えることができた点で有効性は高い。				

評価グリッド(3/5)

項目	評価指標	判断基準・方法	必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
大項目	小項目					
3-1 アウトプ ットの達成度 (全サブプロジェ クト)	3-1-(1) 成果の達成度	・公司法の新旧条文 及び草案との比較 ・主要改正点および 関連法との整合性チ ェック	・実績(成果)	・新旧法令条文及び 草案等 ・研究会報告書、訪 日研修資料等 ・中国側関係者	・資料レビュー ・インタビュー	本プロジェクトは投入と活動のタイミング・規模が間に誤 りであった。
3-2 国際関係 (全サブプロジェ クト)	3-2-(1) 十分な活動であった か	・日本側からの助 言・提言内容及び研 究会・訪日研修の内 容に関連する改正条 項の内容対比 ・活動内容に対する 中国側関係者の評価 等	実績(活動、成果)	・新旧法令条文及び 草案等 ・研究会報告書、訪 日研修資料等 ・中国側関係者	・資料レビュー ・インタビュー	普及セミナーの開催については、双方の日程調整が困難であ った場面もあるが、急いで活動はスケジュール通りに実施さ れ、プロジェクト目標の達成には十分であったと思われる。
3 効率性	3-3-(1) 投入が計画に沿って タイミングよく実施 されたか	・当初計画と投入実 績の比較 ・立法計画と投入実 績の比較	・専門家派遣実績 ・研修員受入実績 ・実績(投入)	・投入実績 ・研修員受入実績 各法令新旧条文対照 表	・資料レビュー ・インタビュー	すべての活動において中国側と事前に協議打ち合わせを行 い、中国側のニーズを十分にくみ取った専門家の配置ヒテー マの選定が行われた。
	3-4 コスト (全サブプロジェ クト)	3-4-(1) 類似プロジェクトと 比較してアウトプ ット	・類似条件の授入 コスト、研修1回当 たりのユニットコス ト	・授入コスト JICA 商務部	・項目終了時評価 調査報告書 ・インタビュー	

	トは投入コストに見合っていたか？	ト比較				
効率性の検討 評価	本プロジェクトは投入と活動のタイミング・規模が遅れ適りであり、中国側の立法ステップルに合わせてテーマや内容が調整された点は、効率性を高めるうえで極めて有効な結果をもたらした。					

評価グリッド(4/5)

項目		評価期間		判断基準・方法	必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目						
4 インパクト	4・1 上位目標の達成		関係機関の取り組み ・関係機関の運営状況	・商務部等関係機関	・インタビュー			公司法は、2006年1月に改正され、独立監査法についても、2007年8月に公布、2008年8月より施行された予定である。市民流通関連法については、小委員会に関する商務部規則が改正され、さらなる立法作業が進捗している。これらは上位目標達成に向けた成果であり、プロジェクト実施によるインパクトが発現はじめたといえる。
	4・2 因果関係(全サブプロジェクト)	4・2-(1) 上位目標とプロジェクト目標は乖離していないか 4・2-(3) 外部条件に変化はないか	施行細則、規則等、制定される方向にあるか	・商務部等関係機関	・資料レビュー ・インタビュー			施行細則、規則のみならず、支援対象以外の法律分野についても、整合性の確保の必要性の認識が高く、他の法律分野にも確実に望ましい波及効果を及ぼしている。プロジェクト実施の成果は上位目標の達成に確実に貢献するとと思われる。
4・3 その他の波及効果		関連法令の改正・起立	将来的な立法政策	商務部等関係機関	・インタビュー			訪問研修、セミナー、研究会に参加したCPIおよび参与機関からの参加者は引き続き、所属機関において活躍している。参加者の一部はプロジェクト開始時より重要な役職に就いており、引き続き所属機関において知見を生かしている。
								訪問研修、セミナー、研究会における中高層参加者は、活動終了後に所属する各機関において、報告書の作成、研究報告、論文発表を行うなど、実績された効率的協力に神戸効果をもたらしている。
								日本企業向けの普及セミナー及び意見交換会の実施は、在中日本企業担当者の関連法に関する理解を促進した。
								企画立案会議委員会、財政経済委員会、同僚院計画部会議、最高人民法院、証券管理監督委員会等から、日本法の理解が促進された結果、組織的な日中法調協力が望まれること等が言及され、本プロジェクトのインパクトは大きかったといえる。

		インパクトの 総合評価	公司法は2006年1月にすでに施行され、独占禁止法についても2007年8月に公布、2008年8月より施行される予定である。市場流通関連法については、小充業に関する商務部規則が改正され、さらなる立法作業が進捗している。これらは上位目標達成に向けた成果であり、プロジェクトによるインパクトが発現はじめたといえる。尚、本プロジェクトを通して日本法の理解が促進されたため、C/P である商務部以外の参与機関に対するインパクトも大きかった。
--	--	----------------	---

評価グリッド(5/5)

項目	評価設問	判断基準・方法	必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
大項目	小項目					
自立発展性(見込み)	5-1 政策・制度面	関連法令の整備・制度構築	・立法計画	・全人代 ・商務部等関係機関	・インタビュー ・資料レビュー	政策面では、中国政府が経済活動に係る立法・改正作業を引き続き优先課題としていることから自立発展性は高いと考えられる。
-5	5-2 組織面	5-2-(1) 協力終了後の組織的活動推進能力	・研修修了者の配置 ・組織内研修制度	・研修修了者の処遇 ・組織内研修設計画	・商務部等関係機関 ・研究会・訪日研修 ・参加者	組織面では、C/I機関である商務部が本プロジェクトを通じて、中国側他機関への影響力を確立し、省庁横断的なリエンジン能力を引き引き發揮している。商務部を通じて追加した専門機関間上のコミュニケーションツールも確立され、今後も法整備分野における調整協力は統して高まることが予見される。
	5-2-(2)実施機関のオーナーシップ	今後の立法計画策定	・全人代立法計画	・商務部等関係機関	・資料レビュー ・インタビュー	実施機関、参与機関双方の立法・執行におけるオーナーシップは、法主導意識が強いことにより、十分に発揮されている。
自立発展性の総合評価						法整備における立法・執行協力というものは、関連する各法分野への波及効果が高いことから、本プロジェクトを契機に他の多くの法分野への協力ニーズが顕在化している。法整備分野の特徴であるが、自立発展性が高まればほど、さらなる法制協力へのニーズが発現するため、プロジェクトの延長も含め、本分野におけるJICAの維持的な協力カスチームへの取り組みが急務である。従って、本プロジェクトの成果を土台とした自立発展性は極めて高い。